

第百六十四回国会

参議院国土交通委員会会議録第二十三号

平成十八年六月八日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 羽田雄一郎君
理事 伊達 忠一君
協 雅史君
大江 康弘君
山下八洲夫君
西田 実仁君

委員

市川 一朗君
太田 豊秋君
小池 正勝君
末松 信介君
田村 公平君
中島 真人君
藤野 公孝君
松村 龍二君
吉田 博美君
加藤 敏幸君
北澤 俊美君
奥石 東君
佐藤 雄平君
田名部匡省君
前田 武志君
山本 香苗君
小林美恵子君
洲上 貞雄君

国務大臣 国土交通大臣 北側 一雄君
副大臣 国土交通副大臣 江崎 鐵磨君
国土交通副大臣 松村 龍二君

大臣政務官

国土交通大臣政務官 吉田 博美君

事務局側

常任委員会専門員 伊原江太郎君

政府参考人

法務省民事局長 寺田 逸郎君
文部科学大臣官房文教施設企画部技術参事官 舌津 一良君
国土交通省総合政策局長 竹歳 誠君
国土交通省住宅局長 山本繁太郎君

参考人

社団法人日本建築士事務所協会連合会会長 小川 圭一君
尾竹一男建築研究所代表 尾竹 一男君
財団法人日本建築防災協会理事 岡田 恒男君
東京大学名誉教授 片方 信也君
日本福祉大学教授

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(羽田雄一郎君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についてお諮りい

たします。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に社団法人日本建築士事務所協会連合会会長小川圭一君、尾竹一男建築研究所代表尾竹一男君、財団法人日本建築防災協会理事長・東京大学名誉教授岡田恒男君及び日本福祉大学教授片方信也君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(羽田雄一郎君) 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の方々から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の審査の参考にしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事の進め方について申し上げます。

まず、小川参考人、尾竹参考人、岡田参考人、片方参考人の順序で一人十五分ずつ御意見を述べさせていただきます。その後、各委員の質疑にお答えいただきます。

なお、参考人の方々の御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず小川参考人をお願いいたします。

○参考人(小川圭一君) 皆様、おはようございます。御紹介をいただきました日本建築士事務所協

会連合会会長の小川でございます。

本日は、こちらに伺いまして意見を述べる機会をいただきました。誠にありがとうございます。

まず、団体の自己紹介をさせていただきます。

名称のとおり、日本建築士事務所、通常は建築設計事務所と称されておりますが、事務所の団体でございます。四十七都道府県の建築士事務所協会が会員でございます。その構成員は全国で約一万五千余社でございます。全国唯一の建築設計事務所の団体でございます。

団体の設立目的といたしましては、私ども、建築基準法に従って、また建築士法によって通常行動しているわけですが、御承知のように、建築士法というのは、昭和二十五年、日本の戦後のまだ焼け野原の時代にできた法律でございます。非常に不備があるというのが実情でございます。是非とも、建築の設計監理を業としてやるには、より事務所に対応した法整備が必要であるというところで、建築の設計の業法の設立を目標に長年にわたりまして活動してまいりました。また、現在、建築士法五章の二の中で、「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣から指定団体という指定をいただいております。

今回の耐震偽装に關します一連の偽装につきまして、建築士というものは、本来国民の生命、財産、安全を確保するために作られた法律でございます。この資格者がまるで逆の国民の生命、財産、安全を捨て去るような、奪い去るようなことをしたのは言語道断でございます。極めて遺憾だといふふうに思っております。

これに對しまして、今後このようなことを一切なくするにはどうしたらいいかということですが、簡単に言いますと、まずおかしなものを造ら

せないシステムを構築することだと思えます。もう一つは、人間のやることです。もしもできてしまった場合にはこれを救済する、これに尽きるんではないかというふうに考えております。

今回上程されております法案についても、その一環として、緊急の対応ということで、罰則の強化と情報の開示というところが主なものだと思います。罰則の強化は、業界にとりましては非常に厳しいものではないかと思いますが、消費者保護あるいは業界の信頼回復ということからいいますとやむを得ないことだというふうに感じております。また、それとともに、建築主の罰則強化が取り入れられたということは、私どもにとりまして、建築主に対してはどうしても弱い立場でございまして、大歓迎でございます。

また、情報開示につきましては、法律どおりですと、非常に細かな点まで規定されておりまますと業務が非常に多くなるという懸念もございまして、実際の法律の運用につきましては、業務の円滑化を図れるようなことを考慮していただければというふうに考えておるところでございます。

この業務が非常に多くなるという点、一つ例を挙げますと、建築士事務所は所属する建築士の一年間の行動を情報開示して届出をしなければならぬというところがございますが、これなど、何十人という建築士がいろいろなチームがあつてその中で動いているわけですが、その場その場の状況でちよつと二、三日ほかの仕事を手を付けたら、あるいは人の代わりにちよつと外へ出たりとかという場合が多々あります。これなど、正確に記述していくことは大変な作業量になつてしまいますので、実効上支障がないことは法律の実効性が図れるような中でうまく運用していただけたらというふうに考える次第でございます。

さて、今回の事件に対しまして、我が連合会といたしましては昨年の十二月に国土交通大臣に対して提言をいたしました。

まず、その基本認識としては、事件が起こった

最大の原因は倫理観の欠如がまず一つございまして、それから、通常であれば設計監理を行つていく中で各部各所でチェックが入るわけでございますが、このチェックが全部抜けてしまったというのが原因だろうというふうに考えております。このチェックが抜けた原因としては建築士法の不備が最大の問題だろうというふうに考えておりまして、これをいかに是正していくかということだろうというふうに考えております。

お手元に参考資料が配付してございます。昨年の暮れに提言しました提言案でございます。さらには、今年の四月にその中のどうしてもこれだけはやらなければならないという二点に絞りました提言してございます。それと一緒に配りしてございます。参考にしていただけたらと思います。

その暮れの提言でございまして、内容として、まず第一は事務所の業務の適正化、第二は消費者保護、四番目といたしまして建築士、管理建築士の技術力の維持向上、五番目として行政の監督権限の体制整備というふうになっております。

これは非常に多項目にわたつておりますので、より分かりやすく最も必須なものということで四月に再提言させていただきました。それがそちらにお配りしてございます。二点に絞りました。管理建築士に病院長並みの管理責任を、併せて講習の義務化というのが一つでございます。もう一つが事務所登録時に建築士事務所の団体加入の義務付けという、この二点に絞つております。

御承知のように、建築の設計監理というのは、かつては建築士一人で行つておつたんですが、最近では住宅といえども建築士一人で行えるということとはほとんどございせん。主に、建築の意匠と、それから構造、設備、この三本に分かれております。それぞれが勝手に仕事をしたのでは建築の設計としてはまともありません。それぞれが勝手に穴を空けたりとか勝手に階高を変えたりとか、はりの大きさを換えたりしたんでは建物でまともりません。そのために統括業務というのがござい

ます。いろいろな専門家を統括して、なおかつ調整をして、その上で図面として整合性を取つてまとめていくというのが実際の設計の姿でございまして、

建築士事務所の場合、他の弁護士とか税理士と違ひまして、建築士では業を行うことができません。建築士を持つていて事務所登録をして初めて業が行えるという、士法でそのようになっておりまして、この登録をするときに、技術的な総括をする建築士を定めて登録しないと、これを管理建築士と呼んでおります。この管理建築士に対して、現在の士法ではほとんど責務がはつきりしてないのが実情であります。

この提言の中で、病院長、これ一般の人に一番分かりやすいだろうということであえて病院長というふうに挙げましたが、病院長の場合は、医療においても看護においても投薬においても、すべてに対して権限を持つております。もちろん、義務も持つております。このように、病院長のように、管理建築士に対して責務をはつきりさせなければならぬだろうと。建築の仕事が一人ではやれなくて、チーム、組織体としてやっておりますので、法律も、組織体は何をしなればならないのか、何をすべきでないのかというふうなところをえ方をしませんが、どうしても抜け落ちが出てくるというふうに考えております。

もう一つが団体への加入の義務化でございまして、さきの姉妹構造士は、どこの団体にも属してなくて、自分の部屋に閉じこもつてコンピューターをいじつていたと、結果として設計をやつておつたということですが、構造をやっている人に聞きますと、入力のとときには神経使うけれども、あとはもうゲーム感覚だと。出てくるのがオーケーなのかエヌジーなのかというところで、出てきたものを図面化していくというような感覚になつておるようでございます。

かつては、構造設計者というのは自分でいろいろな方法を使つて応力解析をして、最も適当と思

われる方法を使つて応力解析をしておつたわけですが、現在、コンピューターになりますと、ソフトの内容は人が作ったものですから分からないわけでありまして、入力とアウトプットとそれしか、内容についてはよく分からない、なおかつそのソフトは現在百以上あるというのが実情でございまして、非常に不適当なものを使つておかしなものができるといふこともあるわけでございまして。

それから、倫理観の欠如というのもそのゲーム感覚の中で失われていくということもございまして、これなどはやはり団体に加入していただいて、会員となつていただいて、職業倫理の徹底を図る以外にないだろうと。

また、通常どのようなことをしているか仲間内でいろいろな情報の交換をしながら外からの知識を得ないと、なかなか外の状況が分からない。ソフトの内容などについても、いろいろな人の話を聞けば、あれはまずいとかいいとか、いろいろな情報も入ってくるわけですので、そういう必要もあるだろうと。

また、現在のような日進月歩の社会情勢の中で法改正が非常に頻繁でございまして、これに追隨していかないとまともな仕事、業務ができないうというのが現状でございまして。

そのような点からいっても、びしっと技術者として押さえて技術の程度を上げていくためには団体への加入の義務付けが是非とも必要だというふうに考えております。

お話は以上でございますが、細部につきましては質疑の中でお答えしたいというふうに思ひます。

どうもありがとうございました。

○委員長(羽田雄一郎君) ありがとうございます。

次に、尾竹参考人をお願いいたします。尾竹参考人。

○参考人(尾竹一男君) 尾竹一男建築研究所の代表、尾竹一男でございます。

私は、一級建築士事務所を設立いたしましたして二十六年、現場で実務を行っております。その中で、今回、六つの点について意見を述べさせていただきます。ければというふうに考えております。

まず、一番目として、我々建築士の地位の向上と独立性の確保についてでございます。

本来、我々の業務というのは、オーナーである施主の代理人たる業務の委託行為として設計や工事の監理をすることが主たる業務でございます。設計と施工の分離は当たり前でありまして、本来果たすべき役割を建築士が行っていれば今回のようなことは防ぐことができたはずで、しかし、施工業者等に従属せざるを得ない立場の者や、施工業者による建築士事務所の併設もほとんどの場合行われている現状においては、建築士の地位の向上や独立性が確保されているとは言えません。弁護士や公認会計士等に準ずるような建築士法人制度の新設が望まれます。

私は、今、既存にある建築士事務所等の団体にはあえて属しておりません。新しい団体をつくることが望まれるというふうに思っております。

次に、指定確認検査機関制度の見直し。小さな政府や民間でできるものは民間での号令の下、建築確認業務の民間開放が進められたのではないかとこのように考えるところもあります。が、最高裁の判例でも行政の業務であることは明白に言われております。

営利を目的とした株式会社への民間委託は、公正中立で厳格な検査を行う使命を全うできないのは当然でありまして、実際、私たちが通常業務をしている中で、指定確認機関から確認申請手数料の割引券が送られてきたりとか、他の営業活動をされているところも多々あります。そういうのを実際私も体験しておりますし、我々の仲間の中にも、そういった営業活動を受けている設計事務所というのは多いというふうに認識しております。確認検査業務の民間開放自体を根本的に見直すべきだろうというふうに考えています。

例えば、検査済証や中間検査、完了検査の合格

証は行政が発行する。建築の確認、中間検査、完了検査において、特定行政庁と指定確認検査機関、建築士事務所、それぞれに役割分担を持たせるといふようなことを検討できないかというふうなことを考えています。中間検査の実施というのをもすべての建物について実施をすべきと考えておりますし、検査の精度もその役割分担を検討することによって上がっていくのではないかとこのように考えております。

三番目に、あえて申し上げますが、施主、住宅販売業者、建築士、建設業者、指定確認検査機関における保険の加入の促進と加入、未加入の表示。私たちは、通常の業務として、個人の住宅の場合

合ななかについては竣工一年後に、また共同住宅等の規模のある程度大きいものは一年後と二年後に自主的に瑕疵担保のための検査を実行しております。その実行をした上で不都合がある場合は、当然建設会社には是正を指導しております。そうすると、その後ほとんどの瑕疵は発生しておりません。

しかし、その瑕疵担保の責任を全うするというふうなことを考えるためには、各立場において保険加入の促進、例えば契約書や広告において保険の加入、未加入の表示をすることが望まれます。

四番目として、住宅性能表示制度、住宅性能保証制度というのが今、国でも制度として認めているものがございまして、それを一本化することとノンリコースローンというローンの実現化というのが望まれます。

それぞれ目的の違う同様の検査をして制度の実務をしているのが住宅性能表示制度と住宅性能保証制度。これは中身は違うんですが、一本化が義務化されるということを検討できないかというふうなことを考えています。

それと、ノンリコースローン、これが実現することは建物の健全化が進むというふうなことを期待できるというふうに考えます。これは我々の検査や指定確認機関や行政の検査だけではなくて、自主的にそういった検査が回数が増えて行われ

る。ノンリコースローンの場合は、やはり銀行がお金を貸すに当たってどうしてもその担保が目減りしないような検査をしなきゃいけないというふうなことになるんじゃないかというふうなことを考えるとき、そういった点の実現というのはいくらも健全化が進むと期待できるというふうに考えております。

五番目に、建設業法の抜本的な改正と元請ゼネコンの責任というふうなことを考えております。が、今回の行政処分では我々のような建築士や、元請建築士事務所や建築士の処分はとも早く行われました。

今までの多くの場合は、建設会社の手抜き問題というのが非常に大きな問題でした。今回もいろいろな見方の一つとして、今回の事件についても建築士事務所を巻き込んだ手抜きの一環がないかというふうなことを言い切れないとは限らないのではないかとこのように感じを持っております。

現在、偽装が行われた建物の、検査中の建物の中では、設計の偽装のみならず、施工においても瑕疵若しくは偽装と思われるようなことが発見されているというふうな報道も聞いております。木村建設を下請として使っていた大手ゼネコンにも同様の事項があるというふうに聞いております。

今回は一部建設業法の改正はあるものの、例えばリフォーム詐欺等を見越したような抜本的な建設業法の改正と元請ゼネコン自体の責任追及や処分というものが一切なされてないというところにはやはりそういったものを検討することが望まれるというふうに考えております。

もう一つ、偽装ではないですけども、退去命令を出さざるを得ないような建物への抜本的な支援。今回は住人への公的支援は偽装を前提としたものに対して、限られるというふうなことで支援が図られたというふうに聞いております。

国民の安全を図るというふうなことを考えると、現在、かなりの数の退去命令を出さなければいけないような建物があるというふうに考えられ

ます。特定行政庁によっては耐震相談や耐震工事に対する補助や融資を行っているところもあります。

私は、今、応急危険度判定士という認定を受けております。毎回毎回いろんなレクチャーがあったり、現場があったりというふうなことで、私は神奈川県などのことから、神奈川県、静岡県というのは地震がまず間違いなくあるだろうというふうなところの中でそういったお手伝いをさせられております。予防という観点からも、国民の安全を図るより抜本的な支援というものを一緒に考えていた、できるような形が必要ではないかというふうに考えております。

最後になりますけれども、国民の健全な住宅に住む権利というのは構造上の問題だけではなく、以前御検討いただいたシックハウスの件や住環境を取り巻く環境問題も手を付けたばかりであって、志半ばだというふうに考えております。是非、今後とも国民の立場に立った法整備や法の改正を進めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長(羽田雄一郎君) ありがとうございます。岡田参

考人。次に、岡田参考人をお願いいたします。岡田参

考人(岡田恒男君) おはようございます。岡田恒男でございます。

私は、長年、大学におきまして建築構造学、特に耐震構造の研究とか教育に携わってまいっております。大学を定年退職いたしました後は、現在、財団法人の日本建築防災協会というところにおきまして既存不適格建物の耐震診断とか耐震改修の普及促進に携わっております。

今回の事件が発生いたしましたからは、国交省の御指示の下、違反のあった建物をごのようにつままして、特定行政庁、自治体でございますが、これを技術的に支援しようということで、協会内

に違反是正計画支援委員会というものを設置いたしまして、間接的ではございますが、被害に遭われた方々の支援を申し上げているところでございます。

さて、御承知のように、我が国の建築物で一般的に言いつて耐震性に問題があるものは、一九八一年の建築基準法が改正された以前に建設されたいわゆる既存不適格建築物に多いということでございまして、それ以降の建築物の耐震性というのは格段に向上しているからそんなに大きな問題はないだろうということで、既存不適格建築物の耐震性を向上することが最も重要で、かつ最も急がれている地震対策の一つであろうと、こんな認識を持っておりまして、これは現在でも変わっておりませんけれども、そちらに力を入れてきたところでございます。

特に、昨年の十月には建築物の耐震改修の促進に関する法律が強化、改正されまして、この辺の耐震化も一段と進められる準備ができたと考えておりましたやきに、構造計算書の偽装事件という予想だになかった不祥事が起こりまして、ごく最近建設された建物の中にも問題があるものが含まれているということが判明したわけでございまして、これは建築構造を専門としてまいりました一人といたしましても誠に遺憾なことではございまして、これはもう痛恨の極みと申し上げなきゃいけない事件であろうかと考えている次第でございます。

安全な建築を造ることを職務とし、かつそれを責務としていた建築士が、自分で自ら構造計算書をごまかすという、これは極めて情けない、特異な事件でありますけれども、二度とこのような不祥事を起こさないような対策を施すのは当然のこととありますが、このような不祥事を生む素地が建築界全体としてなかったのかという点については、これは建築界挙げて総点検を行う必要があると考えております。

もちろん、事件の発生直後からいろんな調査がされております。例えば、社会資本整備審議会の

建築分科会の中間報告が二月に出ておりますし、構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会の最終報告書も四月に出ております。この辺に事件の詳細な分析とか今後の対策についての多くの提言もされております。建築関係の各種団体からの意見書も多く出されてきております。

この辺の報告、提言を拝読いたしますと、共通していることは、直接の原因はもちろん当該者の職業倫理観の欠如ということから発したものでございまして、同時に、これらを取り巻く建築生産の仕組み全体にも問題があるのではないかとこの指摘がなされているところでございます。今回の建築基準法等の改正案を拝見いたしますと、そのような提案を踏まえて、まず第一弾として建築基準法等の改正、特に建築確認を厳格化し適正化しようというところに焦点を当てた改正によりまして再発の防止を図ろうとしているのだと理解できます。

本日、私は、建築確認の厳格化、特に建築確認における計算プログラムというものの位置付け、それから若干指定確認検査機関の業務の適正化などの改正案につきまして私の考えを御披露申し上げます。先生方の今後の御審議の参考にしていただければと、こんな気持ちで参上した次第でございます。

度々申し上げておりますが、今回の事件というのは、直接的には建築士が構造計算書を偽装し、それが建築確認の段階でも見逃されたということから一端を発しているわけでございますから、建築確認の厳格化をまず図るというのは、再発防止策としては最も直截的な手段であろうかと思えます。今回の改正案には、指定構造計算適合判定機関というものを新設して、通常の建築確認に加えて、構造計算については特に審査を厳格にしようという方策が述べられております。審査を厳格にする要点というのは、当たり前のことでありますけど、優れた能力を持った人間が十分な時間を掛けて審査する、これに尽きることでございますけれども、現実にはそういう人材の数にも審査をす

る時間にも制限がございます。

そこで、今回の改正案を拝見しますと、これ大きく二つに分けて、一つは大臣認定プログラムというのを新しく認定して、こういうものを使った構造計算については、同じプログラムによる再計算を行うことによって、もう一度計算をし直すことによって検査の手間を簡単にして、それ以外のものについては高度な専門家による審査を行うという二段構えになっております。私はこれは非常に現実的な提案ではないかと考えております。

ただ、具体化に当たりましては、例えば大臣認定プログラムをどのようなものにするのか、あるいは再計算した場合の審査をどの程度簡略化するのか、あるいは専門家による審査になった場合でも、当然設計者は計算プログラムというのを使っているでございまいしょうから、これらのプログラムをどのように評価するのか、認定するのかしないのか、この辺についての詳細な検討が今後必要だと私は考えます。

それから、改正案に盛り込まれております審査のための指針を作る、これも大変重要なことではないかと思えます。これらの整備がされていけば、恐らく現在に比べて格段に建築確認の実は上がるのではないかと期待できるところでございいたします。

ただ、このような方策に対して、建築界の一部には若干の戸惑いもあるようでございます。それは、構造計算のプログラムを建築基準法の中で正式に位置付けるということ、あるいは建築確認のプロセスに再計算というところを取り入れるということなどから、建築の設計行為というのが法律で強く制約されてしまっているのではないかとこの疑問から生じているのではないかと私は考えます。しかしながら、現在では、構造計算プログラムを使わない建築設計というのはもうあり得ない状況になっております。

それから、今回の事件というのが、構造プログラムを用いた構造計算書を偽装して、それが見逃されたというところからスタートしているわけで

ございますから、計算のプログラムとかあるいはその使い方についてある程度の制約を加えるというのは私はやむを得ないことではないかと考えております。

ただ、これは不適當に使っている者に対する制約でありまして、これまでも今後も、適切に使っている人たちがいる設計者に過度の制約を加えることになっては身もふたもないということになるかと思えます。したがって、こんな観点から、今後は具体的なシステム設計を行うことにより、さきに述べました疑問点などの払拭をする必要があるかと考えております。

若干専門的になりますけれども、建築構造における計算プログラムの位置付けというのについて私のお話を申し上げたいと思います。

一枚だけ図を用意いたしましたので、これをごらんいただきながら私が説明をいたしたいと思います。

これは、構造設計の基本原則、それから建築基準法などの技術基準、それから構造計算プログラム、三つの関係を示したものでございます。本来、構造設計あるいは計算というのは物理学とか地震学などの原理原則に基づいて行われるものであります。したがって、それがうまくいっているかどうかの判断は適切かどうかということになります。適切な設計がよい建築を生み出すということになります。

つまり、理にかなっているかどうかというのがその判定の原則でございますが、実際に設計をする人がすべて原理原則に立ち返って自分で行うというのはこれはもうできない相談でございますので、原理原則だけでは判断できない部分を補足したり解釈したり、あるいは取決めるをするということから建築基準法などの技術的な法令というのが必要になってきているわけでございます。この場合は、判断基準というのは法律に合っているかどうか、適法であるかどうかということになります。

しかしながら、建築設計に係るすべての事象を

法令で事細かに取り決めることはできません。不可能であります。そこで、設計者の判断にゆだねられている部分も多々ございます。

そこで、設計者というのは、適法か否かの判断に比へまして、やはり常に原理原則に戻り、適切であるかどうかという判断が必要とされます。このために設計者に高い専門性が求められるわけでありまして、同時にここが実は設計者の腕の振るいどころということになっているわけでございます。さらに、審査をする側の力量もここで問われてまいります。

その一例は、ちょっと難しい言葉を使わせていただきますが、適切なモデル化でございます。モデル化というのは、建物の骨組みなどを計算機のプログラムが認識できるように組み替えてあげる、あるいは翻訳している作業のことでありまして、図面をそのままコンピュータに入ればコンピュータが自動的に安全性を判断してくれるわけじゃないです。計算プログラムというのは、それでは最後に書いてあります、基本的には計算のための道具であります。結果の判断は、したがって、正確かどうかというところに尽きます。

計算のプログラムが適法かどうかということにつきましては、プログラム自体をあらかじめ評価することによってある程度これはできます。しかしながら、その結果が適切かどうかというところはできません。建築確認に際しましては、結局、その割合はともかくも、その結果が適切なかどうか、適法なのかどうか、かつ正確なのかどうか、この三つの判断が必要となります。基本原則に戻って、適切であるかどうかというところまで判断をする必要の高いほど専門性の高い審査が必要だということになってまいります。結局、その度合いに応じた審査を行い、審査基準の整備をするということになろうかと考えます。

したがって、建築確認の簡素化というのを目指した今度の大臣認定プログラムというのは、かなり適用範囲を限定して、すなわち適用できる

建物の形とかサイズとか構造形式などを限定することによって、基本原則に戻った判断ができるだけ少ない、言い換えるなら、逆に設計の自由度が制限されているというような計算プログラムにするのがよいのではないかと私は思います。

自由度のある設計をする場合には専門家による審査が有効に同時に機能するようなシステム設計がこれから必要になります。この場合に備えまして、多分、大臣認定プログラムよりは自由度の高いプログラム、現在使われているようなプログラムもそうでございますけれども、こういうものをどうするかという検討が早急にされるべきではないかと思えます。

建築基準法の中の今度の改正案の確認制度のことだけにつきまして申し上げましたけれども、これ以外の、改正案に盛り込まれております指定確認機関の業務の適正化、厳格化につきまして、これは是非厳格に適用していただきたいと思えます。

建築確認は通常の商取引とは違います。安い、早いではなくて、丁寧、確実ということが重要であります。そのためには多少費用が高くなるかもしれませんが、この点につきましては是非国民の皆様にも御理解賜らなさいけない点ではないかと思えます。

私は自分の目で指定確認機関の実情を確かめたわけでございますけれども、公開されている資料を見る限り、建築主事あるいは確認検査員一人が年間に審査する件数が余りにも多いように思えます。これでは丁寧、確実な建築確認は難しいと思います。建築主事とか確認検査員の仕事の環境の改善というのが必要だと思います。そうでなければ、今後、構造を担当する建築主事とか確認検査員になろうという若手が出てこなくなるのではないかと危惧いたします。もちろん、情報の公開とか立入検査の強化というのは必須でございますので、是非進めていただきたいと思います。

また、こういう制度の整備に加えて、最も

重要なのは結局は人の育成ではないかと思えます。高度の専門性と高い倫理観を持った建築構造の専門家と、同時に適切な審査ができる建築主事あるいは建築確認機関の育成なしには根本的な解決にはならないと思えます。大学レベルでの教育から始まり、建築士の資格制度の在り方、研修制度等についての再検討が必要だと思います。特に、建築主事並びに建築確認検査員が建築生産の最新の情報とかあるいは高度な技術情報取得できるための仕組み、例えばデータベースを構築しておいて、それを常にそういう審査をする側に提供するような仕組みの整備も今後重要ではないかと思えます。

以上、今回の建築基準法の改正案について私の考えておりますことの一端を御披露申し上げます。

なお、別途、私が今回の事件に関しまして建築の専門誌から受けたインタビューの記事のコピーを配付いたしましたので御参照いただければ幸いです。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(羽田雄一郎君) ありがとうございます。

次に、片方参考人をお願いいたします。片方参考人。

○参考人(片方信也君) ただいま御指名を受けました日本福祉大学の片方です。お手元に資料がございますので、適宜御参考にしていただきたいと思います。

建築確認検査の民間開放等を定めるとする一九九八年の建築基準法の改正に当たって、私は参議院国土・環境委員会で見聞陳述を行う機会を得ました。意見陳述では、民間の特定確認検査機関への業務が開放された場合、市場競争が優先し、建築の申請について公共財としてチェックしなければならぬ業務が採算に乗りにくいとか多数の件数を処理するという理由などで十分に行われない可能性が排除できないという趣旨のことを指摘し、改正法案については賛成しかねるという趣旨

のことを述べました。この考え方は今も変わっておりません。

構造計算書の偽造は、姉齒元一級建築士による直接のデータの改ざんにより行われたことが明らかになっております。したがって、構造計算を担当した当事者の社会的責任が問われることは当然であります。同時に、問題発生後明らかになってきたのは、マンションの建築主、元請の建設会社、設計事務所、ホテルの場合は更にコンサルタント会社が安全性を犠牲にしたコスト削減の糸がつながっていたのではないかと疑念です。改ざんの背景には、こうした業界体質の構造的問題があり、その構造が国民の前に明らかにされ、体質是正を迫るものでない限り不正行為の再発は防止できないおそれがあります。

民間確認検査機関が偽装を見逃したことの問題には二つの側面があると思えます。

一つは、直接審査する確認検査機関が審査の十分な機能を果たしていなかったということです。確認審査において、構造設計、構造計算の適合性をチェックし、建築物の安全性を、利用者、住み手の生命、生活、財産の保全を支えるという基本的な視点で行うべきことは自明の理ですが、その原則に照らし合わせずに危険な不良資産を生み出してきたことは、国民への背信行為として許されないことであると思えます。

もう一つは、確認検査の体制等に関する問題です。数多い計算プログラムに対応して計算結果を審査するには、通常、相応の専門的な技術者を配置し、計算結果の適合性を判断する体制の構築が求められることとなります。建築物の安全性を確保する基本的な審査であるだけに、民間機関の体制整備は急務の課題であったと思いますが、制度改正後、国交省はこの体制整備についても民間機関任せにしていたのではないのでしょうか。これについての国交省の責任は重いと思えます。

今、建築行政の信頼は大きく揺らいでいます。この信頼失墜は、建築行政が本来保持すべき公正中立の原則が崩壊しつつあることを物語って

いると思います。

国土交通大臣は、建築確認制度は公の事務であり、行政の関与があることに変わりはないと言っておられますが、これは二〇〇五年の最高裁判決によつた発言と受け止められます。確認検査制度が公の事務であるとする前提に立てば、その公正中立の原則を貫く具体策が求められたと言えるでしょう。しかし、事態は公正中立の審査と言うには余りにもほど遠い営利優先の確認検査業務がまかり通つていました。公の事務であるというものは、本来、審査は建築の社会資本としての蓄積やまちづくりへの貢献など、建築物の公共的な性質をゆがめることなく発揮できるように行われなければならないことを示すと思います。

さらに、公の本丸ともいふべき特定行政庁も弱体化してきました。建築指導の部署を担う専門的なスタッフが減らされ、役所の中からも民間依存へ傾斜してきました。多くの申請が民間機関に流れている現実には、建築行政を担うべき自治体の職制や職員にも民間機関への依存意識を植え付けてきたのではないのでしょうか。別の言い方をすれば、これは自治体における建築行政も解体寸前であるということです。

九八年の改正で行われた建築確認検査の民間への開放は何を意味していたのでしょうか。それは確認検査を企業活動に変質させ、営利目的化することであつたと言えます。この意味で、これは建築行政の基本的な原理の変更であり、民間への移行と自治体の建築行政の弱体化はその当然の帰結であると考えます。

確認検査は本来建築の質を規定する仕事であります。質とは、建築の安全性とともに、建てられる予定の土地の条件、近隣住民の生活空間の在り方を含めた総合的な検討で達成されるものです。確認検査はそのために機能しなければならぬもので、そもそも営利目的の業務にはなじみにくい性質を持つていると見るべきです。

安全、健康、快適性は、個々の建築において確保されるとともに、地域空間としてもこれらの条

件は総合的に確保されなければならない要件です。その原則を実現するのが建築制度や都市制度の役割であり、そもそも営利を生むような業務ではあり得ないと言ふべきでしょう。しかし、民間開放によつてその本来の確認検査の公共的な性質がゆがめられ、行政が示すべき公正中立のよつて立つ土台がぐらつています。

今回の構造計算書偽装問題は、政府が推進してきた市場競争すべしよしの改革の流れに即した、安く、早くを競う民間開放体制により生み出されたことは明らかです。偽装問題に関する政府の責任は、このように公正中立の原則をゆがめた点で重大であると言えます。

同時に、建築の在り方も変質してきたと言えます。九八年基準法改正を機に建築へのコマーシャルイズムの浸透が一気に進化したと思われまふ。元都庁職員の鈴木繁康氏によれば、行政指導を完全に排除して、民間機関が都合のよい法令解釈をしつつ確認検査を行えるようにすることが必要とされ、また法令解釈も商品化の一部になったと指摘しています。

マンションなどが大量に供給でき、市場を動かしていくためには、土地開発や建築行為の規制緩和だけでなく、民間機関の制度運用により生み出される営利まで含めて建築物を商品として流通させる必要があつたということでしょう。建築の目的は、丸ごと市場競争の中で互いに売上げを競う消耗品に堕したかの感があります。

社会資本整備審議会分科会と構造計算偽装問題に関する緊急調査委員会が報告書をまとめております。両報告の比較した結果は資料四ページのとおりです。その中で、両者に共通する立場として、建築確認検査の民間開放の肯定的評価がありまふ。前者は民間開放は合理的な政策選択であつたとし、後者は更に踏み込んで一定の成果をもつて社会に定着し始めていると受け止めています。したがつて、これらの報告は、そもそも建築確認検査の民間開放については、民間開放そのものを反省の原点に位置付ける姿勢を全く示していません。

ん。しかし、その反省に立たなければ事態の根本的な解決はおぼつかないと言ふべきです。

今回の偽装問題に関連して、この二月に私が代表を務める構造計算書偽装問題を考える会が建築関係者へ自由記述式のアンケート調査を実施しました。対象は、京都府内の建築設計事務所、建築会社等に勤務する建築技術者、国交省及び自治体の建築関係職員一千七十七人で、回答者数は百七十二名、約一六％となつています。

ここに調査結果の特徴を拾つておきたいと思ひます。

受け止め方では、今回の偽装はコスト最優先の下で必然的に起こつたという印象を持つてゐる人が多数を占めています。民間確認検査機関については、本来、人々の生命、安全を優先すべきところを利益優先で走つてきたことが不正を見逃すことになつたとの指摘が多く見られます。建築技術者の在り方に関しては、業界全体の安易な金もうけ主義が構造技術者などの立場を追い込み、その体制が理性やモラル、倫理の欠如を引き起こしているのではないかと意見も多数見られます。民間開放の下で、自治体の技術力が低下し、無責任とも言える状態が体制化しており、民間開放への流れは建築行政の自殺行為であるとする声が強いのの特徴です。

再発防止策については三つの質問をしています。第一は、建築主、設計者、施工業者の関係改善の問題です。

マンションのように建築主が優位に立つようなヒエラルキーを前提にするのではなく、良い建築物を造るという目標に向かって協働することが大切であるとする意見が多くなつています。特に、設計監理と施工とは分離すべきとの意見が強くなつています。第三者によるピアチェックや罰則の強化を求める意見もありますが、それよりも、基本的には各主体の独立性の確保や建築設計事務所などの能力を高めることを課題とすべきとの意見が多いと思ひます。また、住宅は、商品とは違つて、家族が地域にかかわる原点であるとし、

経済再生などに軽薄に利用されることがあつてはならないとの指摘もあります。

第二は、確認検査制度に関する問題です。

建築確認の最終責任は行政、自治体にあるという最高裁判決は当然と受け止めてゐる人が大半です。これは建築が社会的な行為であることとらえてゐる技術者が少なくないということを示してゐます。建築物の発生から消滅まで社会的なチェック機能が必要であり、公的機関が責任を持つべきであるとする意見はかなりの回答者に共通する認識ではないのでしょうか。民間開放はこうした意味合いで間違つてゐたというのが多くの意見です。

一方、建築確認検査事務は、行政の代行として位置付けられてゐる限り、現在の仕組みを前提として、行政と民間機関の連絡体制などを強化する必要性を指摘する意見もあります。民間機関にチェックさせてゐても、最終的には直接行政がチェックする必要があるのではないかと意見もあり、現行制度においても基本的には行政の役割と責任を明確にすることを求めていると思ひます。

第三は、建築士資格制度に関する問題です。建築士の資格更新制度について、建築士の社会的地位向上には必要として賛成の回答が少なからずあります。同時に、その方法が問題で、例えば現在問題とされている倫理観までは資格審査は不可能であろうとの指摘があります。また、資格更新制度は問題の解決にはつながらず、かえつて技術者へ責任を転嫁するものであるという批判的見解もあり、意見分布は分かれてゐます。意匠、構造、設計等に細分化した新資格の創設を支持する意見もありますが、全体として見れば少数であると言へます。

アンケートの結果の冊子は私の手元に用意してございますが、ごらんになりたい委員の先生方はお申出いただいたかと思ひます。ここにございませう。最後に、市場原理に動かされ、住宅がますます商品化の傾向を強めていることについて、さきの

アンケートの結果でも強い懸念が表明されています。今回の事件に関係している建築技術者、関係者が何よりも重要な安全を営利の犠牲にするという背信行為に落ちていることも市場原理優先の考え方が生み出したゆがみであることが明らかにされています。モラル、倫理観の低下もその流れにより引き起こされていることに懸念を示しています。こうしたゆがみは、当事者だけにとどまらず、建築技術者全体にかかわる社会的問題として深刻に認識されていることも重要です。

さらに、アンケートでは、建築は何を目指すべきものなのかという問い掛けが欠落しているとの指摘があります。さきに紹介した住宅は家族が地域にかかわる原点とする意見は、モラル、倫理観の喪失にもつながっているコモーション・蔓延による建築のゆがみを前向きに正そうとする見識の表明であると言えます。建築の目的あるいは理念を明確にして、より良い建築創造を目指すのであれば、建築に携わる技術者が創造に向かって国民の信頼を確保することは難しいということこそ私は強調したいと思います。

去る二月二十五日に京都自治体問題研究所など実行委員会主催で京都で行ったシンポジウムにおいて、その理念を明示する建築基本法、建築法の必要性が提起されました。この構想には、さきのアンケートの結果が生かされております。建築法の構想は次のとおりです。建築は、人間の生命と生活に資する。建築は、掛け替えない土地を占有して機能し社会資本となる。建築は、技術と文化の総合的創造物である。建築は、コミュニティと不可分の公共性を有する。建築は、風土と景観との調和において持続する。項目ごとの説明は資料七ページのとおりで。

都市制度、建築制度は、本来このような理念、目標を達成するためのものであります。それゆえ、建築行政の本質は、それ自体営利の活動とは無縁でなければならないと言えます。以上で私の意見発表を終わります。ありがとうございます。

○委員長(羽田雄一郎君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。なお、大変恐縮でございますが、時間が限られておりますので、簡潔に御発言くださいようお願い申し上げます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島眞人君 自由民主党の中島眞人でございます。今日は先生方においていただきました、大変貴重な御意見をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

ただし、私は最近思うんですけれども、日本社会というのが、従来はこんなことはないだろうという形の中で善悪でいろいろな法律体系も仕組まれてきておったと思うんです。ところが、それが崩れて、例えば証券業界におけるあの例の問題、また同時に、建築の中でもこのような偽装というような問題が出てくるということは、かつて日本人社会の中では想像もしたこともないような事件が起こってきている。このことには大変憂いをもちながら、じゃ、果たして今回提案をしているこの法案が成立したことによって偽装という問題が皆無になるんだろかというのを思います。私は先生方のお話を聞いている中でだんだん不安になってくるような感じがしてならないわけでございます。

先ほど片方先生がおっしゃったのは、姉歯という建築士が起こした偽装問題は、背景には建築主、元請の建設会社、設計事務所、こういう一つの、ホテルの場合にはコンサルタント会社の安全性を犠牲にしたコスト削減の糸でつながれている、ですから建築士だけの問題で解決できるかどうか、そういう問題を考えてみると、昨今、非常に憂うべき現象が起こっていることを直視しなければならぬと思うんです。

それと同時に、まず小川先生にお聞きをしたい

んでありますけれども、確かに、姉歯氏のような一人でこれを下請でやっているような建築士と設計事務所とをいえば、言うなれば、お互いにチェックをしていくという点からいけば、設計事務所というような一つの枠の中で行動していくということは、これは全体が責任を負っていくという形で必要かと思いますが、建築士で姉歯氏のような形で全くどこにも所属をしない建築士というのはどのぐらいの数がどんな率でいるのか、それをまずお聞きしたいと思うんです。

○参考人(小川圭一君) 小川でございます。

これは、私、統計持っておりませんので、どこでどのぐらいいるかというのはちよつと分かりません。

ただ、しかしながら、構造設計者の設計における領域というのがひとつよりは狭くなっている、持分が減っているという事実はあります。それと、バブル崩壊以後仕事量が減っている、両方と相まって、例えば今まで二、三人で事務所をやっていたのが、自宅に引きこもって一人でやっているという場合も私の知っている限りでは多々あるのは事実でございます。

○中島眞人君 というのは、五月三十日の日本経済新聞に、日本建築士会連合会が建築士に問い掛けをしているわけですね。

その問い掛けのアンケートによりますと、発注者から工事や設計などについて過度なコストダウン要求を受けた経験があるとするアンケート結果を発表した。建築士に対するコストダウンなど無理な要求は全国的には珍しくない実態が浮き彫りになった。各都道府県の建築士会に各二十部の調査票を送って建築士に配布、四三%から回答を得た。その結果、二六%が過去三年間に発注者から常識を逸脱するようなコストや品質の低減の要求を受けたと回答している。対応策は、性能を確保した上でできる限り努力したが三〇%と最も多く、法の範囲内で応じたのが二一%、無理を言う発注者とは縁を切るという方も一五%いた。ほか

に仕事がないので仕方なく従ったと答えた建築士

もかなりの数に上っていると。

そうすると、姉歯事件というのは突然ある日起こったのではなくて、姉歯事件というようなものを起こす要素というのは残念ながら我が国の建築業界全体の中に存在をしているのではないのか。この辺について四人の先生方から一言ずつ、あるんだ、あるいはそれは防げるんだというふうなことも含めてお答えをいただきたいと思っています。

○参考人(小川圭一君) 確かに、先生の御指摘のとおりでございます。かつて施工というのは、自分の建物でございますから、よりいいものをより安く。これはもう何百年も続いてきたことだろうと思えますけれども、最近事業主という形で末端の消費者でない人が施主の状況になった場合に、より売れるものをより安くとか、要求が違つてまいっているのは確かでございます。

○参考人(尾竹一男君) 私のところにもそういう要望は多々ございます。ただ、しない、やらないという意思をいかに出すかというふうなことだと思えます。それと、やはり制度上の問題の中で、先ほど御説明しましたように、生活の糧をどうしても建設会社から従属したりとかというふうなことがあるものもあります。

それから、施工会社自体が設計事務所を持って設計、施工をしているというふうな現実が多くあります。ですから、そういう意味では建築士の立場、設計事務所自体の立場というのを改善する方論を構築しなければいけないというふうな考えでございます。

○参考人(岡田恒男君) 私は実務をやっておりますのであれでございますが、基本的に建築基準法のことを考えてみますと、単体規定と集団規定というふうに分かれます。単体規定というのは一つ一つの建物をどうするか。耐震の問題もそちらに入っております。集団規定というのは都市計画に関係するんですが、

その単体規定というのは、これ、規制でありま

耐震の問題でいうと、規則を守った方がいい建物ができる、耐震的なものができる。そのところが、エンドユーザでない建築主が出てきたときの問題というのが例えば今の集合住宅でこういう事件がたくさん起こったというところに現れているのではないかと推測いたします。小川参考人がお話しになったことと同じようなことでございます。

したがいまして、やはり建築行政も、エンドユーザである建築主が出した確認申請と、そうでない確認申請には多少私は区別をしてもいいんじゃないかと思えます。今回の改正案拝見しますと、中間検査につきましてはそこにアクセントを付けられている。こういうことをほかのところにももうちょっと出してもいいのではないかなというものが私の今の考えでございます。

○参考人(片方信也君) お手元の資料の六ページをちょっとお開けいただきたいんですが、第二段落目にその他偽装や、これは手抜きであります、手抜きの強要、教唆についてどうだったかというアンケートの結果をかいつまんで示しております。

ここにはやはり設計事務所と建設会社等の関連について、法無視の段階には至らないまでも何らかのいろいろな働き掛けがあるということはアンケートの結果でも現れておりまして、これはアンケートにお答えいただいた関係者のおつかみになっていることでございますけれども、その範囲というところでありますけれども、やはり構造的にこの業界の、先ほど御指摘いただいたコスト削減の糸がやっぱり絡んでいるということが浮かび上がっておりますので、その体質改善を何らかの形で迫るといって、そういうことでなければ、根本的なやはり偽装等の不正が発生する土壌をなくすることはできないのではないかと非常に懸念しております。

○中島眞人君 私、小川先生が先ほど話をしたように、建築士の中にも、建築士という国家試験を合格する、しかし何が専門であるかということとは

全然我々は分らない。

さつき病院の話を出しましたけれども、医師の場合も国家試験で医師の資格が出るわけです。しかし、医師の中にはそれぞれの団体が、例えば外科医の認定医あるいは産婦人科の認定医、小児科の認定医というような形で認定医資格証を出して、そして、何といいますか、病める人にとってはそういうものを明示する。そういうのをやっぱり建築士会、主事の団体でも、倫理観を養成する養成するということは、じゃどういう手だてでやっていくのかという点で、そういう一つの方法などはお考えになったことがあるんでしょうか。

例えば、病院の場合は、病院の経営者は医者でなくてもいいんです。しかし、病院の院長というものはもう完全に医者でなければいけません。ですから、その医者は、病院の中で患者に起こったトラブルというものは病院長が全部責任を負うと。これが言うならば事務所の役割という形の中で、一人ではいろいろな圧力を受けるけれども、そういうふうな形の仕組みを建築士の側でもおつくりになつていかないと、だんだんコストダウンで、いわゆる報酬はたたかれる、そして法すれすれのことを要求をされるという形になつてくると、私は姉歯氏だけでは済まないような状況が起こつてくるんじゃないかというふうに思うんで、その防衛策について、もう時間も来てしまいましたが、たけれども、本当に、小川先生を始め一言ずつ、ただ倫理観を守るといふことだけでなく、何か、病院の問題を小川先生が出したものでしたら、そんな形で取り組んで、事務所の中でそういうものを置き、管理建築主事というふうなもの置いて、それが責任を持っていこうというふうな形、時間があるから、全員の先生からお聞きしたいと思っております。小川参考人からその辺についてお聞きしたいと思います。

○参考人(小川圭一君) 現在、建築士という資格を持つている人の中で実際の設計をしている人たちは約四分の一ぐらいです。設計をしている人たちは一人ではしてなくて、チームでやっておりますので、チームで受ける、チームでは何をしています、チームでは何をしなければならぬというふうなところを分けていければ、個人がやっております場合もいろいろ振れちゃうこともありますけれども、もつと的確に実態を把握して制御もしていけるんだらうというふうな考えでおります。

○参考人(尾竹一男君) 欧米ではアーキテクトとエンジニアというふうな使い分けをしているような場合もあります。ですから、建築士というふうな形の中でも、やはり設計事務所として取りまとめていく上では、日本語で言えば建築家、いわゆるアーキテクトというふうな形で取りまとめるような資格みたいなものは必要かというふうな考えでおります。

それと、あと一つは、やはり弁護士とか会計士とかというふうなものと同等なような形での建築士の法人制度みたいなものをつくっていけたらどうなんだろうと。いわゆる今は株式会社設計事務所というものが大半でございまして、個人責任が全うできないというふうなことも含めて考えると、そういった新たな建築士法人制度と、それをまとめていく新たな建築士事務所等の団体というものが必要になつてくるのではないかとこのように考えております。

○参考人(岡田恒男君) 私は、今、中島先生がおっしゃったように、今は建築士は一応何でもできることになつておりますけど、実態は得意、不得意がございます。それが建築の仲間では分かっております。ですから、構造計算が不得意な者はやらないという暗黙の了解があつて進んできたわけでございますけれども。

例えば構造計算について申しますと、コンピュータが普及して、何か入れれば出てくるというふうなところまでできてきますと、やはり建築士というものは私は一般の教養としてはすべてを勉強した建築士が必要だと思っておりますが、その中で、お医者さんのような、専門医のような、やはり自分の専門は何だということがはっきり世の中で分かるような形にして仕事を進めていくということでは、

今までの暗黙の了解というふうなことで済まない世の中になつてきたのではないかと思ひまして、いろんなところで今議論が行われておりますが、専門性をはっきりさせるような制度設計が必要になつてきたんじゃないかと考えております。

○参考人(片方信也君) 二つの点を申し上げたいと思ひます。

私は、既存の、小川圭一参考人が所属して連合会長をされておりますが、建築士会事務所協会連合会長をされておりますが、それぞれの団体には会の目的等があると思ひます。詳しく精査をしていくわけではありませんが、例えば建築士の役割というものは、建て主、建築主に対してその要求に誠実に応じるといつたことについては、恐らく他の団体についてもそういう目標をお立てになつていくというふうな思ひますが、しかしながら、そこでやはりお考えいただきたい私も思ひますのは、その団体の中でもやはりそれ止まりと言つてよい面があると思ひます。

つまり、建築主といひましても、今回のように、住む人とそれから建てる人が違ふ場合がございまして、その場合、一体建築主とはだれを指すのかということすら実は問題になつてくるわけでありまして、私は、やはり建築といふものは、住む人や使う人の、その人の立場で何を表現するかということがやはり物事を考える出発点であるし、また建築士としての仕事を全うする目標でもあるというふうな思つておりました、そのことに研さんを積む、機会あるごとに研さんを積むという、そのことが倫理意識を高めることにつながるのではないかとこのように思ひます。

二つ目は、やはり教育現場ですね。これは岡田参考人もおっしゃいましたけれども、学校教育の中で建築とは何かということを、今申し上げましたような点を含めて教えているのかというところ、やはりお寒い状況にあるのではないかとこのように思ひます。その点からも建築教育の再構築が求められていくというふうな考えでおります。

研修という側面と教育という側面と、両面、こ

の問題には絡んでいるというふうに思います。

○中島眞人君 ありがとうございます。

○山下八洲夫君 民主党の山下八洲夫です。

四名の参考人の先生方、本当にありがとうございます。

貴重な時間でございますので、率直に四名の先生方に三点まとめて質問させていただきますので、また簡潔にお答えいただければ有り難いというふうに思っています。

まず最初に、姉歯の耐震偽装事件でこのように大きな話題になったわけですが、私も姉歯元一級建築士が設計をされたあの図面というのを後から見させていただきまして、素人でございますのでさっぱり分かりませんが、何かいろいろと当時お話を聞きますと、ある程度専門家の設計士さんがあの図面を見ると、これは間違っているよ、偽装とは言わなくても間違っているよというようなことが一目で分かる、よくおっしゃる方、大勢いらつしやいました。

特に、図面の例えば一階部分、二階部分、それから総合的に、これは例えば十階建てのマンションであるということに浮かべながら見ますと、ああ、ここでは鉄筋が少くないとか、そういうようなことは比較的分かるよというようなお話を伺ったわけでございますが、それぞれ専門分野の四名の参考人の先生方でございますので、その辺のことにつきましてどのような感想をお持ちか。

特に、なぜかと申しますと、建築確認でございますけど、民間確認検査機関にいたしましたも、あるいは特定行政庁にいたしましたも、結局は偽装を見抜けなかったというのがございます。委員会で審議をする中でも、時には、見ていなかったのではないかと、あるいは特定行政庁につきましても、もう構造なら構造を全然分る人一人もいないんじゃないかと、そういういろいろなお話しも出ました。ですから、偽装を見抜けなかったんではないかというような意見も多々ございましたので、その辺についてまず一点お尋ねさせていただきます。

だきたいと思えます。

二点目につきましては、小川参考人と尾竹参考人から先ほど触れられたわけですが、私もそういう点ではある意味では共通するところがございます。今日、資料をいただきました。小川参考人からも資料をいただいたわけでございますが、事務所登録時に建築事務所の団体加入の義務付け、私もこれは大賛成だなど。この提言につきましても、提言の中にも触れられていらつしやるわけでございますが、私もこれについて基本的に賛成でございます。

ただ、一級建築士の試験の内容を見ましても、相当やはりハードルの高い難しい試験であるというところは、あの試験制度を見ていきますとよく理解できるんです。そして、専門的な四分野に分かれてどれか選択するようになっていきますから、そこで構造があるいは意匠かというところ、ある程度分かれるのかなというような気もいたしました。が、いずれにいたしましても、相当ハードルの高い試験であるということだけは私も十分認識しております。

その上に立ちまして、今日はもう一級建築士だけでも三十万人以上いらつしやると、このようないことも伺っております。そこで、例えば弁護士さんにはいたしまして、あるいは公認会計士、税理士、行政書士、いろいろの士の業で、それぞれ、例えば弁護士会に強制加入でありますとか、司法書士会に強制加入しない事務所を開設してその業を行うことができないと。当然、法人にいたしましたとしても、こういう団体につきましては、たとえ弁護士法人とか司法書士法人とか、そのような法人で、木村建設の別会社と言った方がいいんじゃないか、平成設計にいたしまして、当初は木村建設の社長の奥さんがあの平成設計の社長をなさっていたようでございますが、資格のない方は弁護士等にいたしましたも法人を開設することができないと、このようになっていきますが、設計事務所は資格を持っていないと設計事務所を開設することができないのが今日でございます。

そういうところで、強制加入していく、そのことによりまして、先ほどもお話ありましたけど、倫理観を強めたり、あるいはそれぞれの研修やら検定もできますし、あるいはそういうことによつて設計士さんの地位も向上する。地位が向上しますと、当然収入もそれに伴って高くなっていくんじゃないか。そうしますと、やはり、例えば悪いんですけど、弁護士さんにいたしまして、着手金は幾らですと、こういう時代になつていくわけでございますから、せめて構造なら構造で千平米なら千平米の構造設計をしますよ、最低幾らですよ、一平米幾ら以上ですよ、そういうようなものもやつぱりその会である程度モデルを作ることではないか。そのことによつて、もう一つは施工と設計の分離もしやすくなつてくるんじゃないかというふうに思つたりしております。

そういうことを考えますと、すぐにはできないといたしまして、それぞれ既得権もございまして、激変緩和期間は要るでしょう。五年掛かるか十年掛かるかは別といたしまして、仮称ではございますが、建築士の会のようなものを強制加入で行つていくと、そのことが将来へ向けてのより良い施工と設計その他の分離、監理もしつかりできるということになるのではないかと、うに思いますので、それについてのまた四名の参考人の先生の御意見を賜りたいというふうに思います。

最後に、簡単に申し上げますが、それこそマンションを買うということは、普通のサラリーマンにとりましては一世一代の大変高い買物をなさるんですね。四千万も五千万もする、そういう高い買物を。ただ、マンションの場合はほとんど青田買いなんですね。まだ建っていない、しかもモデルルームを見て。そして、モデルルームといひましても一種類しかありませんから、例えば八十戸あればその中で十とか十五とか、いろんな部屋もあれば内容も違うんですね。だけど、一つモデルルームを参考にして青田買いをすると。

大変危険な買物であるわけです。

そこで、瑕疵担保責任がございまして、例えば弱電メーカーとかあるいは自動車メーカーとか、そういうところはメーカー会社、建設では施工会社といった方がいいんですかね、そこがしっかりしているものですか、販売会社がしっかりしてないものでもクレームが付けばメーカーはみんな補償をなさるんですね。だけど、今回のマンションはその施工会社がふらふらしているから、それこそ木村建設がぶれちゃった、あるいはヒューザーがぶれちゃった、瑕疵担保責任十年あつても何の役にも立たない、一夜に何千万がゼロになつてしまつたと、こういう世界になつてしまつていきますので、せめて青田買いは、青田売りですか、青田売りだけはもう禁止をしていく、これぐらい思い切つたことをしてもいいんじゃないかというふうな印象を持っております。

それについての御意見を賜りまして、私の質問にさせていただきますたいと思ひます。よろしく願ひします。

○参考人(小川圭一君) 小川でございます。

一番目の図面を見れば専門家は分かるのではないかと、御質問でございますが、私は分ると思ひます。あのようにひどいものについては分ると思ひます。

簡単に言ひまして、十階建ての建物があれば、十階と一階を比べれば、一階には約十倍の力が加わることです。当然目方も多くなりまして、柱もはりも大きくなって当然なわけでありまして、そのつもりになつて見る気があれば、そういう意識があれば分るはずなんです。事実、姉歯の件に関しまして、たつた一件ではございまして、横浜の事務所が発見をして自分の下請の構造計算屋に計算をさせたら、こんなものができた大変だと言ひんで、発覚する一年ぐらい前にERIの方に申し出ております。ですから、その事務所に付いてのものについては何も被害が出てないということがございまして、この辺は法整備を保持しりさせて、統括建築士にそういう意識を持

たせることが必要でしょうし、意識を持たない技術的な能力も上がりませんので、そういうことだろうと思います。

二つ目の加入の義務化でございますが、これは建築士の中で、先ほど申し上げましたように、四分の一ぐらいしか実際には設計とか監理の業に就いてない。一級建築士といえども建築周辺の技術者の集まりでございます。設計監理をやっているのは四分の一ぐらいということになりますと、義務化とか規制を掛けるのは実際に業をしている人たちだけでいいだろうというふうな考えでおります。したがって、業をする場合には事務所登録をします。事務所登録をした人たちに對して、建築士に對して義務化をしていけば実際の目的は達成できるだろうというふうな考えでおります。

それから、先ほど先生から御指摘ありました一級建築士の中では分離はしません。全部、五科目全部を受けて、それを受けないと資格が取れません。これはもう施工から構造から意匠から設備から、すべてが入っております。一応建前としては全部ができるんだという建前にはなっております。

それから、マンションの件でございますが、実際には青田売りは禁止すべきだろうということでございますが、現在、偽装されたマンションを見ても、賞に入ったりなんかしてまして、外見からでは分からないわけです。したがって、私が考えるのは、不動産の重要事項説明書の中にもつと構造のなものを入れたらどうなんだろうとか。例えば、平米当たりの鉄筋量がどのくらいとか、地盤の地質調査図がどういうふうになつていて、それに対して基礎がどうなつていてとか、そういうような基本的な構造を重要事項説明の中に入れていくとかかなり分かりやすいと思います。とんでもなく違っているものについては分かると思います。

以上でございます。
○参考人(尾竹一男君) まず、第一番目の姉歯事

務所の図面の件ですが、私も二、三見させていたところでは、疑念としてはすぐ分かるというふうな感じがします。しかも、当初、最初に偽装を行ったようなやつは、僕の感覚だと指定確認検査機関へ出して注意をされるだろうということを、SOSを出したような感じがしてならないような気がします。

要するに、圧力から逃れるために、これは善意での解釈ですけれども、分かつてほしいというふうな幼稚な偽装であつたというふうな感じを受けます。そこから後はどんどんどんどんエスカレートして巧妙になつていったというふうな感じはしております。割とそんなに経験がなくても、設計に携わっている人間であると、間違ひとは思われないまでも、疑念というふうなものは抱くと思ひます。

それからもう一つは、団体加入の義務化ということですが、団体に加入することの必要性はあるというふうな考えでおります。ただし、建築士事務所としての新しい法人制度と新しい団体がセツトで考えるべきであらうというふうな先ほどからも御発言させていただいておりますが、そういうふうな形で加入義務というものは必要であらうというふうな考えでおります。

あと三つ目のマンションの青田売りの件ですが、よく見ていますと、やっぱり余りにも早いなというふうな感じはしております。重要事項の説明云々については、やはり契約をする段階になつてから出てくるようなものなので、まず広告に對しての制限をしていくべきではないかと。広告の中でやはり割と親切なものを考えてあげられるというふうなことではなく、まず一つは保険に入っているよというふうなことの表示というののも一つは必要であらうと。そうであれば、少なくとも瑕疵担保の責任の全うはしてくるんではないかというふうなことはあるんではないかというふうな思ひます。

ですから、先ほど申しましたように、保険加入の促進と加入、未加入の表示というのはその辺

でお話をさせていただいたつもりでおります。以上です。

○参考人(岡田恒男君) 図面を見れば分かるかと。まあ、分かるものもあるし、やっぱり分からないものも私はあると思います。私の話の中で申し上げましたけれども、計算が正しいかどうかというのと、法律に合っているかどうかというのと、もう一つ、その建物が本当に理屈に合っているのかどうかという三点から見なさいけませんので、余りひどいのは多分ぱつと見ただけでおかしいなということが分かるんじゃないかと思ひますが、ぱつと見りゃ分かるからといって、建築確認というのはそうそんなに簡単にすりゃいいというふうな誤解されるのは私はむしろ心配でございます。やはり建築確認というのはしっかりと時間を掛けて、できる人がしっかりと見るんだという大原則の下で議論をしていただきたいという気がいたします。

それから、二番目の強制加入については、やはり一人で仕事をやるんじゃなくて、みんなで監視しながら、お互いに情報を交換しながら研さんしていくという仕組みはいずれにしても必要だと思いますので、それは全体としてあるところ加入することにしようのか、あるいはそれぞれの専門分野でもそういうことが必要だと思ひますから、是非みんなで監視しながらモラルを上げるといふのはやってほしいと思ひます。

それから、マンションの問題でございますが、結局は、品質の管理に関する法律、品確法なんかもございますが、マンションを買うときに、性能が何らかの形で瑕疵担保も含めて分かるような仕組みをもっと充実していくことだと思ひます。

その中で一番分からないのが耐震安全性とか構造の問題であります。見ても鉄筋が入っているんだかどうか分かりません。この意味でも必ず構造の図面とか構造計算書というものが閲覧できるようにして、これは一般の方が見ても分からないというふうな、構造の専門家に一緒に見てもらうと

か、まあ見てもらえばこれはただというわけにいきませんから多少お金が掛かりますけれども、そういうことを専門家の知恵をかりながら買っていくと。

ぱつと見て、じゅうたんがきれいだから買っちゃおうとか、広いから買おうとか、こういうことだけではないように、消費者が買えるような仕組み、消費者の方にも勉強していただきたいと思ひますが、そういう仕組みも国とか建築界の中でこれからみんなで工夫してつくっていくという形が必要であらうかと思ひております。

○参考人(片方信也君) 一番目の件ですが、私は雑誌上で図面は拝見をいたしました。日常私も実務はやっておりませんけれども、その分野にいる者としては判断できるレベルのものだといふふうには思ひました。

ただ、もう一つの側面がある。それは、認定プログラムに乗せて二通りの計算をするという、そして適と不適のもの、適のものを拾って差し替えるという、そういうことであつたというふうな報道されております。これを考えますと、やっぱり認定プログラムがある種の、隠れみなのという言い方がいかにどうかちよつと分かりませんが、それを過信するということによって、実際に行われた差し替えのような行為も含めて見逃されたということについては、やっぱり別の問題があるだろうというふうな思ひております。そういう印象を受けました。

それから二つ目は、強制加入の義務付けということですが、これはそれぞれの団体の決まり等もあるでしょうし、それから建築士自身の自主性もあることですので、そういうことを考えますと、義務付けがすべてよしというふうには言えない面があるというふうな考えでおります。

やはり、例えば、実際には規定上定められていた設計料率に従って収入を得ることができないという、そういう状況が蔓延しておりますから、その事態をやっばりどういふふうな改善するかということ、それから働きがい、その仕事を通して

自分の役割を認識する、そういう職能意識といいますが、そういうものとはやっぱり深くつながってありますので、やはり、そういう決められた料率よりもずっと低い設計料しか手にすることができないという状態は即刻なくすべきであるというふうに思っております。

それから、青田売りですね。青田売りという言い方は、主としてマンションの供給が過激化したときに、主としてマンションの供給が過激化したときに使われ出した言葉だと認識しております。ですから、そういう市場競争をおおるような意味での青田売りということの御指摘でしょうか、それは即刻やはり禁止すべきであるというふうに思いますが、ただ、購買する人に、住む人に、その人の求めに応じて必要な情報を提供するということは、これは大事なことです。それはそれとしての仕組みを考えると、それは義務付けというふうな言ってもいいかもしれませんが、そういう方向で検討すべきではないかというふうに思っております。

○山下八洲夫君 ありがとうございます。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

本日は、四人の先生方、大変にお忙しいところ、ありがとうございます。

まず、小川参考人にお聞きしたいと思います。先生はこのペーパーの中でも管理建築士につきまわして病院長並みの管理責任をという御提言をされておられまして、ほかのところでも同じような御提言されておられることは承知しております。

そこで、設計という行為と医療行為というものを比べたときに、例えばお医者さんが手術をする場合に、どういうメスを使うとか、どういうやり方で手術するかというのは、これはそれぞれお医者さんが決めて、それによってコストも決まってくるということだと思ふんですね。それは決して法律で決めているわけではない。こういうやり方をやらなきゃいけないというのは事細かには決まっております。

設計という行為も、正に人の安全、命を預かる

という意味では似ているようなところもありますので恐らくこういう比喻を使っておられるんだと思ふんですね。設計行為ということにつきまわしては、かなり今回の改正案におきましても事細かに、構造耐力のところなんか特に大幅にポリウムアップしているような改正案にもなっているわけでありまして。

そこで、お聞きしたいんですけども、今回の改正案で、方向としてはかなりそういう設計行為そのものをより厳しく規制していくということになると思ふんですけど、そういう方向によって偽装をより防ぐことができるのか、また見抜くことができるようになる改正案になっているのかどうかという評価についてお聞きしたいと思います。

○参考人(小川圭一君) 今回出ていますのは、まず確認検査の厳格化、これもチェックの一つでございます。建築の設計監理の場合には、まず設計事務所が設計をやるわけですが、その中で構造は構造専門の人がやり、設備は設備専門の人がやり、意匠は意匠専門の人がやる、それを全体で統括する責任者が全体の調整を取りながらやっていくわけです。この中で、その統括者がちゃんとしたものでどうかというチェックは事務所の中でされているわけです。たまたま、先ほど申しました一社出たというのはその中のチェックで分かったわけですね。

それから、設計が終わりますと、今度は建築の確認の方へ参ります。ここでもまたチェックがされるわけです。

それから、それが終わって、建設会社へ今度施工に入っていくわけですが、建設会社の中でも、ふだん数多く同じようなものをやっているれば、大体、歩掛かりと言いますけど、坪当たり鉄の鋼材量は幾らだとかコンクリート量は幾らだとか、そういうものを積算の段階でチェックをしていますし、実際に購入して施工をやっているわけですから、ここでもこれはどうかというのは分かるわけです。

また、設計監理の中で、監理者が見に行った段

階で、通常的にこの程度のものというのは感覚として持っていますので、その中でも、これでいいのかというところは、疑念がわいてくればチェックができるわけです。

そのように、建築の設計監理というのは四重、五重のチェックがあるんですけども、今回何もうそのチェックが働かなかったというのが問題なわけですね。チェックをいかに有効に生かしていくかというのが今後については非常に重要な点だろうというふうに考えておるところでございます。

○西田実仁君 ありがとうございます。

岡田先生にお聞きしたいんですけども、いただいたペーパーにもございますが、建築確認が実際には許可のようになっていないんじゃないかというように御指摘されていますね、このインタビューの中で、戦前の警察行政の下での市街地構造法においては正に許可だったわけでありまして、戦後、GHQによって建築基準法ができて、民主化されることによってそれが建築確認になってきた。しかし、実際には、建築確認さえ通せば、工事現場でいろんな疑問を、今回の事件でもそうでしたけれども、疑問を実際に施工業者が感じたとしても、あるいは実際に働いている人が感じたとしても、建築確認通っているんだからということでも何も顧みられることもなかった。という意味では検査自体も形骸化しているんじゃないかと。それだけ建築確認が非常に金科玉条のごとく扱われているんじゃないかという問題点も私はここで先生が言外に含まれているんじゃないかというふうに思ふんですね。

建築確認が許可のようになっていないというこの現状につきまして、どういう問題点があるというふうにお考えでしょうか。

○参考人(岡田恒男君) 私がそこで申し上げましたのは、建築確認が許可になっているというよりは、エンドユーザーとしての消費者が、建築確認を出すときは、もう建築確認通れば、今おっしゃったように、それを許可だと言うかどうかは別にして、そうすると、これは耐震安全性も十分

見ていたんだという期待を持って出しているんだということを申し上げたかったんです。ですから、見る方も、やはりこれは単に法律に合っているんだとか計算が正しいんだということではなくて、やはり多少裁量性を持たして、これはいい建築なんだかどうかということも含めて少し踏み込んでいいのではないかとというふうなことを私は申し上げたんでございます。

おっしゃる通りに、通つてしまえばもう後はどうでもいいじゃないかという風潮がまかり通っているんだとすると、これは決して僕はいいい建築は生産できていないと思ひますし、そうすべきではないと思ひます。

○西田実仁君 あわせて、先生は、人の問題、人の養成の問題を指摘されております。私もそのとおりだろうというふうな思ふんですね。特に、具体的に、先生が講師もお務めになっておられる国土交通大学におきましても、建築主事の皆さんへのこうした構造の研修という枠がございまして、非常にまだまだ足りないんじゃないかと、私はそういう問題意識を持っておりまして、先生、その点はいかがでございましょうか。

○参考人(岡田恒男君) 構造だけじゃなくて、建築もほかの分野も全く同じだと思ひますけれども、最近の建築の技術とか学問とか、そういったものの進歩は大変激しいものがございます。目覚ましいものがございますので、常に新しいものに付いていく努力を、これは造る側も審査する側もしない限りいいものではないと思ひます。

先ほどからお医者さんの話がよくいろんな面に出ますが、よく私なんかも感じますのは、医学の先生方、いろんな研修会によく出られております。病院に行つたときに、学会と書かれて主治医の先生がいらつしやなくてがっかりすることがございます。私は、常々、学生や一般の技術者の方々にも、建築をやっている者もああいふことを見習つてもっと勉強しようじゃないかというところを申し上げているわけでございます。今

お話にありました国土交通大学校、昔は建築大学校と言っておりましたが、主として行政の方々の大関係長クラスぐらいになられた方の研修の制度でございますが、私も二十年ほど時々講義に行かしていただいておりますから、ああいう制度を是非続けていただきたいと思います。

その中で感じますのは、昔は半年とか一年ぐらい合宿して物すごい集中的な研修がされていたんですけど、だんだん現場の技術者、地方の自治体の方が多くなってございますが、そんなに、人が足りなくなつて半年も空けられてもらつちや困るとかいうことで、コースが一週間になつたり二週間になつたり、だんだん短くなつてくるので、やはりそういうもの、人を育てるのは時間が掛かりますので、是非そういうことを、役所の人もそうですし、民間の方々の研修というの、今いろんな団体でも行われておりますが、もつともつと僕は高めていた方がいいなと。結局は組織を動かす、制度を動かすのはもう人だというふうに確信いたしております。

○西田実仁君 尾竹先生にお聞きしたいと思ひます。特にノンリコースローンの実現化、私もこれ大変大事だというふうに思っております。先日、委員会でも別の法案でございましたけれども指摘さしていただきました。

ここで先生にお聞きしたいのは、このノンリコースローンを実現化することで建物の健全化が進むんだというように言われました。そういう多分展開もあるんじゃないけれども、現実にはノンリコースローンないわけで、その関係です、ね、どっちが原因でどっちが結果なのかという。建物の健全化を進めることによって金融機関はノンリコース化をしやすくなるのか、それとも、やっぱりノンリコース化というのを何とか、難しいですけれどもやった方がいいのか、ちよつとこれはどっちもどっちかもしれないが、是非お聞きしたいと思ひます。

○参考人(尾竹一男君) 最近、ノンリコースロー

ンを適用したマンションの売買というものの広告を見ました。ですから、全くないというふうなことはではないと思うんですけど、やはりどつちが先かということ、今のマンション等についての担保価値が要望どおりにないんだらうというのが現実だと思ひます。

要するに、頭金なしで今マンションが買えるというふうなことが、当然今の状態では六割とか五割とかになつてしまふ危険性があると。そうすると、それ以上の自己負担を持つている人じゃなければ売れないという結果になると思うんですけども、本来、建物が長く健全であるためには、やはり途中でのリフォームとか維持管理が必要になつてくる。要するにノンリコースローンの幅がずっと来ていると、いわゆる返済が終わつていけばその後また借入れができて、基本的には修繕がしていけるというふうなことのメリットもあります。

ですから、私も幾つかの損保会社とか銀行に声を掛けたことありますけれども、どこかが一個やつてくれればやりますよと。だから、そのどかか一個というの何なのかなというふうな感じはするんですけども、ですから、一つは、国家機関でお金を貸出してあげるようなところとか、それから、いわゆる質を上げるためには、一緒に話ししましたように、住宅性能表示制度とかいわれる住宅性能保証制度なんかも含めて検討して、健全な建物をつつていくことでノンリコースローンを普及を図るというふうなことを考えられた方がいいのかなというふうな気はしております。

○西田実仁君 片方先生にお聞きしたいと思ひます。これ、ずっと意見陳述をお聞かせいただきましたと、やっぱり諸悪の根源は民間開放であると、この確認検査機関の、という多分トーンがずっと貫かれておられるんだというふうに思うんですが、実際にその偽装を見抜けなかったという点では特定行政庁の中でも同じように、民間だけではな

かったわけですが、これ、先生の御意見によりまして、やはりそうすると、特定行政庁の建築主事も見抜けなかったのは、弱体化したのは民間開放したからだ、こういうことに多分なるのかなというふうに思ひます。

となると、じゃこれを直すには今のこの改正案ではなくて、また元に戻すというのか、ということが一番いいという御意見になるんでしょうか。それをちよつと確認しておきたいと思ひます。

○参考人(片方信也君) 御指摘の点は九八年のときにも申し上げていたことですので、やっぱり基本的には建築行政というのは公の事務であるべきであるというふうに思ひます。

その原則を貫くということを明確にした上で、現実の民間機関等も含めた検査機関の位置付けを直すという方向が実際には具体的な方向だろうというふうに思つておりますが、望ましい方向は特定行政庁が確認業務というものを掌握するという方向がいいと思つております。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でございます。

今日は、参考人の皆さん、貴重な御意見をいただきました。本当にありがとうございます。

私、まず、小川参考人、尾竹参考人にお伺ひしたいというふうに思ひます。

建物の安全を確保するという点では、設計、施工、監理における建築士の方々の役割はやっぱり重大だと思ひます。今回の事件によりまして、建築士の社会的責務というのが大変問題になつておるわけでございますけれども、今回の改正案でも違法な点について罰則を強化するというふうになつております。その点は大事なところなんだろうとは思ひますけれども、ただそれだけでいいのかというふうにとらえてはならないと思うんですね。

いということもやっぱり目を向けなくてはいいなというふうに私は思ひます。

元々、私も、建築士の独立した機能といひますのは厳密には保障されていないということ、建築士の置かれてある実情の是正こそ必要だということも主張してきておりました。

そこで、お伺ひしたいんですけども、お二人は建築士ということでございますので、建築士、社会的役割を発揮できない、そういう背景について、御存じの事例とか実例とかありましたら御紹介いただけるでしょうか。

○参考人(小川圭一君) 社会的背景、非常に難しい問題だと思ひます。

この辺のところ非常にきつくなつてくるのは、仕事量がバブルのころから見ますと半減しているというのが現状だろうと思ひます。その中で、公共の仕事にしても何にしましても、入札で非常な、何というか、価格破壊が行われて、もう常識では考えられないような値段で落札されているという現状があると思ひます。

この辺の歯止めを考えまさんと、建築の設計事務所というのは、経営していく場合に人件費ですから、仕事をしなくても人件費が掛かつてしまふという現状があります。そうしますと、たとえ半分であつてもゼロよりは入つた方がいいというのが実情でございます。この辺の中で単に競争、競争というだけでは問題がどんどん広がっていくということがあるだろうと思ひます。

ですから、最低制限価格を設けるとか、それから、設計というのは元々入札にはなじまないというふうなことを考えておりますが、最終の形がないわけですから、最終の形のないものを値段だけで決めるということ自体にも問題があるというふうには思つております。その辺を考えながら良くしていくような方法でやりまさんと、このまま単に競争、競争をやつていたんでは事務所が相当淘汰をされて、数が適正になるまでは非常にきつい状態がこれのままだらうというふうなことを考えておりました、これは何とかしたいなというふうに思つてい

ます。

確かに、昨年、公共建築の品確法というのが出まして、それなども早く適用をしていただいて、適正な価格で設計の受注ができるようなことを考えていただけたらというふうに考えております。

○参考人(尾竹一男君) 罰則よりもある程度あめ玉が欲しいというのが我々設計事務所としたらやはり当然なことだと思います。あめ玉というよりも、ちゃんとした形でやはり身分の保障と独立性を確保するような設計料が欲しいというふうな形になっていくわけですね。

まず、設計事務所の数の中で、直接オーナーさん、いわゆる施主から仕事をもらっている設計事務所というのはかなり少ないだろうというふうに思われます。ですから、本来、建築士事務所の業務というのは施主の代理人である、要するに業務の委託契約なんですね。ですから、それに基づいて考えれば、本来、その業務の委託を代理人として力を発揮できる仕事をちゃんと請け負える環境をつくるというふうなことが重要であらうというふうに思います。

現実的に我々が仕事をやっている中で、当然設計を我々がしていくわけですが、ゼネコンがやはり営業に来ます。そうすると、まず設計のお手伝いをさせてくださいという話が結構出てきます。まず設計のお手伝いをさせてもらうということは、既得権として工事が取れるというふうな問題と、いわゆる施工のしやすい設計ができるというメリットも、二つあるというふうには考えるんですけれども、その辺のところではやはりいわゆる設計料の少なさも含めていろいろという働き掛けが出てくる事例はあります。

ですから、基本的には独立性を高められるような組織づくりも含めて進めていくことが必要だろうというふうには考えますし、あとはやはりプライドを持ち続けられるかというふうなところに限られてきてしまうのかなというふうな気はしております。

○小林美恵子君 やはり独立性を高める、そこが

やっぱり重要なんだということでございますね。

それで、次に片方参考人にお伺いしたいと思いますが、つばり建築確認検査、ここが根本的に問われているのではないかとこのように私は思いますけれども、先生の今の御意見の中でも、建築行政で行われてきた規制緩和について大変御意見をいただきまして、私も同感だなというふうに思っております。

それで、先生、九八年の建築基準法の審議の際にも、建築確認検査業務の民間開放は市場競争が優先し、本来期待されるべき建築確認業務の役割が変質させられるといった御趣旨の問題も指摘されておられました。

そこで、改めてお伺いしたいと思っておりますけれども、建築物といふのは一般的な耐久消費財ではない、建築確認検査業務といふのは公的性格が本当に重要だということに思いますけど、この公的性格についての御意見をお伺いしたいと思います。

○参考人(片方信也君) この偽装問題について、先ほど紹介した別のシンポジウムがやはり京都でありました。これは科学者関係の団体のシンポジウムだったんですが、そのときにこういう質問を受けた記憶があります。

建築といふのは耐久消費財と比べてみるとどうなのかというふうな点と関連して、その検査については車検のような方法ではないのかという考えもあるのではないかとこのように御指摘がありました。

その問題とちよっと関連があると思っております。車は純然たる今は商品としては流通しております。どこでも走れる、地球上なら言ってみればどこでも走れるわけですが、建物というのは、御承知のように、特定の土地と必ず結び付いて機能を発揮するといふものでございます。これは、私どもが提起させていただいた建築法の考え方の中にも二項めのところに盛り込んでおりますけれども、そういう特徴を持っています。土地に

結び付いて機能するということは当然のことですが、それを利用する人、住む人に役立つということと同時に、その周辺の言わばまちづくり、まちづくりの一角を担うことになりまして、空間を占めると言ってもいいんですが、少し難しく表現がなってしまうかもしれませんが、そういうことがございます。その意味で、単に建築物は、住む人、使う人にとって機能すると同時に、周りにとっても大切な役割がありますので、その意味で元々公共的な性格を持っている、そういう存在物であるという認識が成り立つのではないかとこのように思っております。

したがって、その成り行きをコントロールする、これは規制をするという意味合いだけではなくて、いいものを造り出していくということも、これは公共の利益であります。その公共の利益を実現するためには、これは公共の利益を行う業務それ自体を営利活動とするということには元々なじまないという性格を持っていると考えるべきではないかというのが一般の耐久消費財と住宅とかいった建築物の基本的な違いであり、またそれへの規制の考え方の違いにもなるということの説明であります。

以上です。

○小林美恵子君 極めて公共的な性格のものであるというお話でございましたけれども、そういう公共的なもの、建築確認検査業務に關しまして、いわゆる営利企業の指定確認検査機関に開放したということは大変重大ではないかと私は思いますけれども、こういう営利企業の指定確認検査機関で果たして安全が担保されていくのか。また、地域のまちづくりにかかわる条例や集団規定の指導、調整も含めてしっかりと行われていないなどの問題が生じていますけれども、こういうことも含めて、こういう民間の機関に期待ができるのかというふうな思ふんでございますけれども、こうした民間開放をしてきたことにつきまして、この間、あの事件発覚してから幾度も審議をしてきたけれども、政府、大臣の答弁は間違いがない、

間違いがないという御答弁がずっと繰り返されておるわけでございますけれども、私はこの本質をしつかりと顧みなければ、見直さなければ抜本的な見直しにならないというふうな思ふわけでございますけれども、この指定確認検査機関問題について、改めて尾竹参考人と片方参考人に最後にお伺いしたいと思います。

○参考人(尾竹一男君) 私も民間の指定確認機関が公正中立を保つことの無理というのは非常にあるというふうな考えております。ですから、そういうふうな意味では、今のまま確認申請を指定確認機関で受け付けるというのは僕はどうかというふうな考えております。やはり確認業務自体は私は行政に帰属する問題だというふうな考えていますので、ですから、そういうふうな意味では行政のお手伝いをするというふうな形での、ある意味では外注組織みたいな形になっちゃうのかもしれないですけれども、そういう使われ方というのはあるんじゃないかなというふうな気はしますけれども、まず最初に民間に開放されたことが起きた時点で我々はちよっとびっくりしたというのが正直なところです。実際、うちの事務所でも、行政に出しているのと民間確認機関に出しているのと半々ぐらいの比率になっています。行政に出しているものもありますし民間に出しているものもあります。

それと、我々の中でのうわさの中では、民間で出したときには、先ほど片方先生が安くて早いというふうな話はあつたですけれども、高くて早いというのが現実なんです。ですから、そういうふうな意味では、早く下ろすときには高くても民間に出すというふうなのは割と通性になっています。それと、実際こういう事件が起きる前に、幾つかの検査機関、今回話題にのつていた検査機関に出せば早いぞというふうなうわさは実際私どものところでもありました。

ですから、そういうふうな意味では、やはり統一性を考えることも含めて、私は今のままの状態で民間の確認検査機関があること自体は不自然だ

というふうな考えております。
○参考人(片方信也君) 二つの点を申し上げたいと思います。

一つは、民間の指定確認検査機関の中立公正性への担保が可能なかどうかという点ですが、残念ながら現状ではそれは、その可能性はないというふうな判断せざるを得ません。

私は、そもそも建築確認の業務、単体規定によるチェック、集団規定によるチェックということがございしますが、この二つというのはそれぞれ二本柱であると同時に、建物でいえば一つの構造を支える大事な二つの柱です。ですからそれを、そのような観点に立てば、それはいつでも必ずどこかできちんと統合されている必要があるということですね。したがって、例えば民間確認検査機関の場合は地域になかなか詳しくない、地域の実情に詳しくない。場合によっては当該の建物の申請が周辺住民にいろいろな影響を与えるのでクレームが出る場合も結構起こる。そのときに、そのクレームの持つていき場所に住民の方々が右往左往するという場合も生じるほど、この指定確認検査機関の方々が地域の実情に即した、そういう確認業務を行っているかということについては大変疑問の多いところだと思います。それはやはり建築の確認というものを、二つの柱を総合的に行うということが抜けているからであるというふうに思いますので、その原点を見据えるということが第一点です。

もう一つは、それは一体どこができるのかという問題です。そのようなことができるのはやはり私は地域を支えている、同時に地域の人々のために働かなければならない自治体の業務だろうというふうな思いです。とりわけ、建築業務がこの間弱体化してまいりましたから、その弱体化した建築の業務をどう強化するか、専門のスタッフをどのように強化するかという方針を明確に国としても立てまして、そして自治体の建築行政の立て直しに貢献するということが今強く求められているというふうに思います。

○小林美恵子君 ありがとうございます。

○洲上貞雄君 社民党の洲上でございます。参考人の方、私が最後でございますので、もうしばらく。本日は御苦労さまでございました。

まずは小川参考人にお伺いをいたしますが、先ほどの意見陳述の中にもございましたが、団体加入の義務付けの問題について問題を提起されておりますけれども、建築士だけでは百万を超えるんですかね、おられるのに、非常に組織率が少ないというのを連合会の会長としてどのようにお考え、なぜそのように連合会に参加をしてくることが少ないのか。先ほどの説明では、例えば罰則の強化だとか消費者の保護だとか情報の開示だとかというんなことを言われましたが、もし連合会に参加をしておればこのような姉歯事件みたいなことは起きない、そういうのをやはり保証するのが連合会だというふうな理解をしていいのかが一つと、それから、なぜ組織者が少ないのかというのを答ええただきたいと思っております。

○参考人(小川圭一君) 組織率が百万人といいますが、頭から数えて百万人になっておまして、相当亡くなっている方もおまして、それから建築以外をやっている方もおまして、現在ですと一級建築士だと二十五万ぐらいだろうというふうな言われています。その中の設計監理をしている人が仮に二割とすれば五万人ぐらい、二割五分として六万ちよつとというようなのが実情だろうと思っております。事務所の登録が現在十三万ちよつとだというふうな思いですが、その中でも実際に動いている事務所がどのぐらいかというのになりますと、半分以上が六掛けなのか、この辺もはっきりしませんけれども、いずれにしても割合としては非常に少なくなると思います。

したがって、組織率、今十何%ですが、実際にはその倍くらいになっているのかなというふうには思っております。リタイアした人が、何か仕事でも引掛かればいいというふうなことで登録をしたり、それからまた、大きいメーカーなんかですと全国各地でやっていますので、一つの会社があつても登録しているというふうなことで数が

増えているという実情があります。サラリーマンをやっている人が事務所登録をしている人もいますし、うまくいけばアルバイトで仕事できればというふうなこともございます。そういう問題が組織率が低いというのの一つの要件、あると思います。

それからもう一つは、建築士会それから建築家協会、事務所協会というふうな会が分かれていまして、かなり重なり合ったようなことをしていますので、どっかに入っていれば何とかなるというんで、そこでばらけているということも一つの原因があると思います。

もう一つの、何でしたか、再発防止ですね。再発防止は、やはり事務所に加入をして、例えばモラルの意識とかそういうものというのはいびつりとかやっていないかと、野にいて一人で単に仕事の中へくるまっていたんでは、なかなかそんな余裕もなくなりますし、情報も入りませんし、なおかつ非常に法律が変わったり技術が変わったりというのが頻繁でございまして、中に入つてやらないと非常に大変な道へ入ってしまつて、情報も入っていない。仲間内の情報交換というのも相当大きなことだと思えますし、それから義務化になれば、その義務を、辞めさせられることによつて業ができなくなりますから、これも非常に大きなペナルティーになつて抑止の効果があると思えます。保証というわけにはいかないと思えますけれども、よりいい方向に前進するだろうというふうに思います。

そういうものを重ね合わせて、チェック機能を重ね合わせるというふうな方法なのかというふうなことを考えております。

○洲上貞雄君 次は、尾竹参考人にお伺いをいたしますが、先ほど問題を提起されました中に、地位の向上と独立性の確保と。前回のときも環境問題について常に消費者の立場から御発言いただいたと思ひますし、やはりこの独立性の確保というのは今の建築士にとつて最も大事なことでないか。今回の姉歯事件を考えてみると、そこら辺

りの欠如というところがやっぱこういう事件を発生をさせたのではないかと今ふうに思ひます。そして、それはやはり消費者の立場、同時に消費者の利益や権利をきちつと守るといふのが建築士側の問題意識でなくてはならないと私は考えておりますが、その点の認識はいかがでございますか。

二つ目の問題として、五項目に言われました。丸投の元請、ゼネコンの責任の問題について、丸投げの問題についてお伺いをいたしますが、結局、建築するときは、施工というのには大手ゼネコンの名前がばんと出て売りに出していくと。その大手ゼネコンを信用して消費者は買っていくと。しかし、実際に建築、仕事をしていくところは下請の業者で違ふというふうなことがあるわけでございます。そこは少し、どのように私どもは考えればいいのか。やはり下請制度問題そのものをもう少しきちつと今回の場合は丸投げ問題を含めて考えていかなくてはならないと思ふんであります。その点、いかがでございますか。

○参考人(尾竹一男君) まず一つは、建築士というが建築家の地位向上というふうな形で言っているときに、私の事務所は株式会社等の法人にあえてしてありません。個人事務所にしてあります。というのは、これは自分に対しての戒めもあるんですけれども、個人責任を全うするというふうなことを常に自分に言い聞かせるために、税務署は逆に言えばなぜ法人にしないという言い方をうちの検査に来たときに言いますが、あえてそれはしないんだというふうなつもりで私は設計事務所の運営をしております。

それと、あとは、一つは今言ったような法人をどうするかという制度の問題と、いわゆる独立性も含めて地位向上の中では、やはり新しい団体、組織、要するに今既存にある団体、組織には私は一切入っておりません。それは理由がございまして、ある意味では魅力がないというふうな点がまず、一言で言つてしまえばそれまでなんですけれども、ですから、そういった新しい団体、それは

先ほども申しましたように建築士事務所の法人化の制度と一体とした、ある意味では弁護士や公認会計士等の組織と準ずるような団体のつくり方というのが必要ではないかというふうに考えております。

それと、ゼネコンの一括下請の件ですが、一つは、やはり我々がやっているものでも、本来、この大手ゼネコンに頼んだのに、大手ゼネコンの制服を着て実際違う会社の人間が来ているというふうなことはあります。ですから、そういうふうな意味では、そこの中でいかに責任取っていくかというふうな問題が明確にされてない。

ですから、請負契約書の中でもあくまでも元請建設会社の書面なんですね。ですから、そうであるならば、建築士もそこにかかわった者の名義、名前を明記しろというんであれば、大手ゼネコンであっても、取引関係のある下請ゼネコン、若しくはそういったところにかかわる、監理にかかわる人間たちの明記も、やはり同じように今回の改正案の中に盛り込むべきであるではないかというふうには考えます。

それと、今回の偽装事件自体の中でやはり図面が偽装されて施工されましたけれども、実際、建物まで、図面どころではなくて、それ以上に瑕疵なり偽装が見付かっているというふうな話も聞きます。

そうしていったときに、今までの状況の中では、建設会社に対してのいろいろな検討というのは、木村建設のことはあるかもしれませんが、元請の設計事務所の証人喚問等も含めてありましたけれども、そういった御検討がどうもなされてないのかなど。それは、まだその辺の検査結果が明確になってないからこれからの問題なんだというふうなことで私は期待をしているんですけども、やはり同じように、建設会社に対しても、設計事務所、要するに建築士と同じような検討をしていくべきではないかというふうに考えております。

○洲上貞雄君 ありがとうございます。

次に、岡田参考人にお伺いをいたしますが、今回の事件を考えてみますと、やはり建築確認業務というところが大きな一つのポイントであったろうと私は思っておりますが、これだけ多くの物件を年間に検査をしなければならぬという、人手の問題、費用の問題ありますが、やはりこの制度のところを私は見直していくべきではないかというふうに思っておりますが、その点、先生、いかがお考えでしょうか。

○参考人(岡田恒男君) 今回の改正案にも出ておりますけれども、基本はやはり、私、申し上げましたように、ある程度人手を掛けないと、時間を掛けないと無理だと思えます。世の中の要求は早くさつと見てくれという、気持ちは分らないでもありませんけれども、本当に建築の設計、複雑でございますので、特に安全性の問題というのはなかなか分かりにくい。先ほど、図面ばつと見れば分かるやというすこい方もいらつしやるし、すこいものもある。本当にすこいのはもうどうしようもないと思えますが、やはり本当のところは時間を掛けてしっかりと見ないと分からないと思えます。

私も今回に関係して少し私の協会で幾つか再計算したり見せてもらいましたけれども、まあ一目で分かる、怪しいなと思うのがないわけじゃありませんけれども、やっぱり本当のところはしっかりと見ないと分かりませんし、仮にちよつと変だと思つても、人のやつたものの中も見ないでおかしというのとはなかなか言い切れませんから、これはやはり建築確認のところで確認検査の方にしっかりと見ていただき、特にちよつと変だと思つた時間を掛けてやるしか僕はないんだらうと思えます。

時間を掛けるというのは当然お金が掛かることでございますから、やはり安全はただじゃもう買えないということを御認識いただいて、もちろん、その中でできるだけ早くする方法を考えなきゃいけませんから、それで考え付いたのが、限

られたものについては再計算しようという、これは大胆な、思い切つた方策だと思えますけれども、そういったことを考えながらも、やはり時間が掛かるんだと、もう見ても分かりませんからという前提で時間を掛けてはやつていくしかないの、ゆつくり、しっかりと見方をする方策をもうみんな考えてるしかないと思えます。

○洲上貞雄君 ありがとうございます。

では、最後に片方参考人の方にお伺いをいたしますが、建築士の資格制度の問題について、このような事件が起きた場合、資格制度の在り方の問題もやはり検討すべきではないかというふうに私自身考えますが、やはり再点検をし直して、資格問題について再考すべきではないかと考えるんですが、先生はいかがでございますでしょうか。

○参考人(片方信也君) その問題につきましては、アンケートの結果、紹介いたしましたように、非常に意見が分かれていたという状況があります。専門分化が進んできたというのはこの建築業界の、あるいは建築設計を含めたそういう生産体制全体の傾向であり、一種の到達であるというふうに思いますが、同時に、ますます建築というものをやっぱり総合、トータルに把握しなければいけないという必要性がその一方で高まってきたというふうに思います。

そういうことでいいますと、単純に意匠、構造、設備等に専門分化するというその方向は多分望ましい方向ではないんじゃないかというふうに思えます。仮にそうだとすれば、もう一度それを総合するような職の分野を作らなきゃいけないという建築という仕事はトータルに考えるという、そういうことでありますので、単純に分ければよいということでもありませんし、どうあるべきかということについてはこれから議論をしていく必要があるというふうには思っておりますが、この方向はよいというふうに、私、今特定の意見は、アンケートの結果を見て、持ち合わせておりませんが、その紹介だけにとどめておきます。

○洲上貞雄君 終わります。

○委員長(羽田雄一郎君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼申し上げさせていただきます。

参考人の方々に、長時間にわたり御出席をいただき、有益な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。今後、皆様方の御意見を委員会の審議の中で十分に活用していきたいと存じます。

委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(羽田雄一郎君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に法務省民事局長寺田逸郎君、文部科学大臣官房文教施設企画部技術参事官吉津一良君、国土交通省総合政策局長竹歳誠君及び国土交通省住宅局長山本繁太郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(羽田雄一郎君) 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島眞人君 自民党の中島眞人でございます。私、今回出されている法案の条文等については

かなりの方々から質問がされております。それで、私は、やっぱりこれらの問題の社会的に起こっている現象面から、まず国土交通省はどのように受け止めているかというふうな問題をお聞きをしていきたい、こんなふうに思います。

姉齒元建築士が関与した物件のうち、九十八物件については偽装が判明していると。そしてまた、姉齒氏が関与していない物件についても北海道や福岡県において偽装が確認されて、問題は広がりを見せる一方であります。そして、一番やっぱり信頼されるべきであろう独立行政法人である都市再生機構が八王子に造ったマンションが耐震強度が欠けているという問題までもつに出てきた。こういう問題の一つの流れをどのように今、国土交通省としては受け止めているのか、まずその辺からお聞きしたいと思います。

○政府参考人(山本繁太郎君) まず、今御指摘いただきました都市再生機構の八王子の分譲住宅の件でございますが、都市再生機構の前身でございます住宅・都市整備公団が分譲いたしました住宅において瑕疵が発生いたしましたことは誠に遺憾でございます。多くの居住者の方々に御不便や御迷惑をお掛けしている現在の状況を一刻も早く解消する必要がありますと認識しております。本来、都市再生機構において保存しておくべきであった構造計算書の再計算に当たってもミスが重なったというところで、誠に遺憾なことだと考えております。国土交通省としては、この機構に対する信頼を回復して、問題を早期に解決するということを強く求めるとともに、この具体の案件につきましては、機構の行った設計につきまして第三者の審査、機構の計算書の復元、それから改修計画の立案について第三者の判断を仰ぐということを含めて、具体的な方策をきちんと検討するように要請したところでございます。

○中島眞人君 いや、姉齒建築士の問題でこの日本全体が大きな激震が走ったと思つたら、いわゆる公的な、国が関与している、国が直接なら信頼

できると言われる独立行政法人の、これが造ったマンションまでも、いわゆる偽装とは言われないにしてもこれはミスがあつたということは、これはだれを信頼しているのか、そういう国民の気持ちに日に日に私は募っているだろうと思つてます。

そこで、午前中、参考人からのお話を聞いていますと、私は、今日国土交通省がここに出された法案を通したからといって、言ふなればこのような事件が絶滅できるとは信じ難い、そんな感じを実はいたしているんです。はつきり言つて、余りにも建築業界を取り巻く情勢というのは価格破壊が進み過ぎている、そして、例えば入札九八、九五、これは確かにおかしいでしょう。この点を談合だ談合だと、談合もあつたんでしよう。ところが、私の山梨県辺りの状況を見ると、大手ゼネコンが来て六〇％、六五％で、まあ言ふなれば、一般流に言ふばたいては落札している。そのときに、設計業者に對しても、果はしかるべき形で公正に設計業者に契約をして、設計に対する金額が出ている。六五％、六〇％になつたとき、県としても、あるいは国、公共機関にしても、これではできないと、赤字になるのが当たり前だ。さら

に、その六〇、六五％で取つた工事を今度は地元の下請業者にこれを投げていく。だから、山梨県でも起こっているのは、いわゆる橋脚の部分へ本来はコンクリートを入れなきゃならなかつたのを石ころを入れたと。最近はいいい情報がすぐに流れてきますから、早速情報が入つて、それを調べてみたら、確かにそのとおりコンクリートでなくて石だつた。

私は、この建築基準法の条文を一つ一ついわゆる大学の講義を聞くような気持ちで聞いておつたんですけれども、現実問題としてはコストが削減、言ふなれば経済設計、経済施工とは言ふけれども、言ふなれば手抜き工事をする面では黙認しているんじゃないか。例えば、設計業者に出した金額と六〇％、六五％で出てきた金額というのは分かるわけですから、役所はこれは適切な値段ではない。しかし、マスコミはそういう状況を見

て、例えば十億でできるものを六億でできたからそれだけ税金が四億もうかつた、こういう論調の方へ何か流れが向いていて、そういうことに対して毅然たる、いわゆる果がつくつた、国がつくつた工事というものは、言ふなれば責任を持つた優良工事、安心、安全な建物であると。

そういうことに対する自信、勇気というものが私は国土交通省並びにいわれる公共機関に欠けているんじゃないのかというふうに私は思ふんですけれども、反省してみてもいいですか。

○政府参考人(竹蔵誠君) 御指摘のように、公共投資が激減する中で競争は大変激しくなつております。国土交通省発注工事の入札におきましても、この低入札調査対象となる入札が急激に増加しております。数字で申し上げますと、平成十六年度は約五百件でございましたけれども、平成十七年度には千件と二倍になつております。同じような状況は、地方自治体発注工事についても増加傾向にあるものでございます。

今御指摘ございましたように、いわゆるダンピング受注につきましては、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるやうく、公共工事の品質確保という問題だけではなくて、建設産業の健全な発展という観点からも排除すべきものと考えているわけです。

このため、毅然と取り組めというお話でございましたけれども、国土交通省では、従来実施していた対策に加えまして、主に大規模工事を中心として重点的なダンピング対策を四月十四日に取りまとめたところでございます。今後は、こういう対策を都道府県等関係機関とも連携して強力に推進して、問題があつた場合には、建設業法に基づき措置とか指名停止を行うなど厳正に対処していきたいと考えているわけでございます。

また、昨年四月から施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づきまして、価格だけでなく、価格以外の要素も考慮した総合評価方式の普及拡大ということがダンピングの防止

という点からも非常に重要であると考えておりまして、政府としましては、総合評価方式の拡充等を柱とする入札契約の改善に全力で取り組んでいくところでございます。

○中島眞人君 私は、今話を聞いていて、そういう形で今価格破壊が行われている、そして、様々な問題を惹起している問題の歯止めになりますか。

それと同時に、もう一つ。今朝、参考人にも私は聞いたんだけど、いわゆる過度のコスト削減というのが建築士に、日本建築士連合会がいわゆる一人一人の建築士にアンケートを取つてみた。それによると、これは民間ですよ、その結果、二六％が過去三年間に発注者から常識を逸脱するようなコストや品質の低減の要求を受けたと答えている。対応策は、じゃ、どうしましたかといつたら、性能を確保した上でできる限り努力したのが三〇％と最も多く、法の範囲内で応じることが一％、無理を言う発注者とは縁を切る、一五％、ほかに仕事がないので仕方なく従つたという答えも多数を占めていると書いてある。だから、こういう問題が、民間の中では公共工事にかかわる問題より以上にそういう問題が起つていると思ふんです。

我が党の筆頭理事やつている脇先生たちが率先して品確法といううなものを作つた。そういう中で、国民の皆さん方にも、ある面ではやっぱり談合とかあるいは高過ぎるとかという問題についてはこれは世論がすぐに反応するけれども、しかし、安物買いの銭失い、何でも安く造り上げればいいんだといううような風潮を、やっぱり安全と安心という面から強く指導していかないと、この問題、私はこの泥沼から抜け出ることではできないだろうというふうに思ふんです。再度。

○政府参考人(竹蔵誠君) 御指摘のように、公共工事につきましてはやはり安全、安心ということできちつとしたものを作つていかなければいけないと考えております。我々としては、できる限りの施策を推進しまして、このダンピングのこ

ういう低価格に基づく品質の悪化とか労働条件の悪化、こういうことに対してきちっと対応していききたいと考えております。

○中島眞人君 だから、それを排除していききたいと思うけれども、それをシステム化するその対応というものをやる用意が、ただ口だけではなくて、それをシステム化していく行き方というのは考えなければ、依然として私はこれは起こってくると思いますよ。

特に山梨県辺りで、私の地元、政務官は私の隣の長野県、長野県はどうか知りませんが、山梨県なんかでははつきり言って毎月四社ぐらいの零細中小建設業者がどんどん倒産している。それは工事が量がない。さらに、これはやってみても赤字だ、しかしそれでも仕事をやらなければ、自転車操業でやらなければいけないから、悪いとは知りながらもそういうものを出していくと。

これをやっぱり、日本の国土や、そして日本の国民の皆さん方が安心して住める住居を造っていく、そういう役所はもっと毅然とした態度で、いわゆる地方自治体に対しても、談合を許せとはいっていいない、高価格で落札しろとも言っていない、しかし基準を割ってまで発注することは相ならぬというマニュアルを作っていかなければ私は解消できないと思うんです。もう一回。

○政府参考人竹蔵誠君 一つには、具体的に申し上げますと、例えば工事の品質を確保するために新しい対策として、現場にモニターカメラの活用等による発注者の監督検査の強化でございますとか、それから下請業者への適正な支払確認のための建設業法に基づく立入調査の強化、それから前の工事を安くたたいて取って後の工事を取り返そうというようなことがないように、前の工事と後の工事の関係、こういう関係のある工事については前の工事の単価による後工事の積算とか、発注者としてできる限りのことはやっていきたいと考えております。

それから、今御指摘のように、システムとして考えなくてはならないということです。各県の中

核となるような建設会社が実は毎日一つずつ倒れるぐらいの勢いで今倒れているわけです。そういう中で、特に例えば職人の問題につきましても、アメリカなんかですと下請専門工事業者の見積りを基に入札が行われるということです。底抜けの競争というのはないわけですが、そういう点からも、やはり職人さんを育てていくという意味からもシステムとして取り組んでいきたいと思っております。近々建設産業のそういう研究会を立ち上げてまして、学者の方、それから現場の方の意見もいただきながらそういう改善に取り組んでいきたいと考えております。

○中島眞人君 政治歴の長い田名部先生から先ほど、役所が作った見積りが高くてあったんじゃないかと、そういう問題もやっぱりチェックできるような形も取っていかないと、これは本当に国民に安全、安心、そしてそれに携わる業界も安心して生活をしていくということができない、こんなふうに見えるので、より積極的にひとつ取組を強く要望しておきます。

さて、今度の改正について、地方公共団体から、私は地元の県からどう思うという意見を聴取しましたら、地方公共団体から、指定民間確認検査機関の法的責任の明確化について要望が出ています。現行法上、指定確認検査機関が偽装等を見逃して確認を下ろした場合、その賠償責任を地方公共団体が負うことになってしまっておそれが高いが、この点を法改正をして指定確認検査機関の責任が明確になるような措置ができないのかと、そういう心配をいたしておりますが、このことについてお答えをいただきたい。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今御指摘いただきましたこととおり、自治体から、指定確認機関が行った確認検査に関して当該機関に法的責任があることを法律上明確にするようにという御要望をいただいております。

今回の改正案におきましては、公共団体からの御要望を踏まえまして、指定確認機関の責任を明

確化するために、まず賠償責任能力、この点に着目しまして、審査に誤りがあった場合の賠償請求に対応するため、指定確認検査機関の資本金、賠償責任保険に加入している場合はその保険の金額等の要件について強化することを一つ法律でお願いしております。それから、二番目は、指定確認検査機関が締結しております保険契約の内容など、損害賠償に関する事項についてお客様に情報開示するという規定を盛り込ませていただいております。

今回の改正案ではその二点でございますが、第二弾の措置に向けまして、指定確認検査機関の責任を更に明確化する観点からどのような措置が可能であるか、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○中島眞人君 地方がそういう形で、心配事が心配に終わらないように、ひとつ配慮していただきたいと思っております。

そこで今度、私は、最もやっぱりこの件について重要なことは、全く分からなかった犠牲者になった消費者です。消費者をどう守っていくのか。そして、よく瑕疵担保責任の履行を確実なものにしよう。保険会社は不法建築なんかにはこれ出しませんね、保険金を。だからそういう点で、建築業者が今普通の公共工事でもそうですけれども、建築業者が何社か連帯保証人のような形で、いわゆる公共工事の場合やっているような方式を取っていただければ、仲間まで裏切るようなことがないだろうと、これも一方法じゃないのかなというふうに考えるんですけれども、そんな方法も検討したらいいかと思うが、いかがでしょう。

○政府参考人(山本繁太郎君) 非常に大事な御指摘をいただいたと思います。

社会資本整備審議会では、住宅の売主の責任です。瑕疵担保責任、これは法律で強制的に民法の特例として義務付けておりますけれども、それが現実には履行されないのでは意味がない。今回のヒューザーのように倒産してしまつてですね。その場合に、瑕疵担保責任がきちんと履行されるよ

うに担保する措置を検討すべきだということを中間報告では御指摘いただいております。取りあえずといいますか、今回お願いしております法案の中では、賠償責任保険に加入しているか、加入していないかというものを契約の前にお客様に説明を義務付けるといった措置を講じているわけでございますけれども、さらに、これをどういうふうに進めるかということは今研究会を設けて検討しております。

検討する中で、もちろん中核の制度としては、賠償責任保険どうあつたらいいかということが中心になるんですけれども、そのほかの瑕疵担保責任の履行を担保する措置、保証とか同業者間のいろいろな助け合いとか、そういったようなことがどこまでできるのかも含めて検討してまいりたいと思っております。

○中島眞人君 これはいつときも早く、少なくとも前の不法建築でローンが残つておる、新しく造っていくものにも住宅ローンがある、二重である負担を現状のままではせざるを得ないような状況になっていくわけですよ。だから、この場合、保険に加入しろといつてみても、保険会社だって、昨今見て分かるように支払を滞る保険会社は一杯ですよ。何か欠陥があつたら払わない、向こうも商売ですから。

だから、そういう点で、私はさっき言った一例は、公共工事の場合なんかは一つの工事を取ったときには幾つかの会社がいわゆる連帯保証すると、そうすると仲間につけてもやっぱり悪いことできないと。そういう、日本の国というのは本来性善説なんで、こういうようなことが起きるといふことを想定したことはなかった。ところが最近では、証券業界とかあるいはこの問題とかというふうには予想もしないものがどんどん出てきている。それに對抗していくためには、どちらかという役員は書いた文書、作った法律というのはやっぱり甘いんですよ。だから、そういう点で、そういう悪いものはみんな、いわゆる業界なら業界で防いでいくという一つの姿勢も醸成をしていかな

ければいけない。

もつと地方建設業界の実態を申し上げたいことが一杯ありますけれども、私はその前に、中小学校の耐震問題を、もう時間が来ましたから、お聞きをします。文部省来ていますか。

地震での災害が世界的に増えています。日本も例えば私どもの山梨県におきましては、東海地震、南関東直下型地震等々、地震のクモの巣だと言われるくらい日本列島は地震。この間の新聞で見ますと、それでいながら、小中学校の耐震診断並びに耐震化率はどうも低過ぎるのではないのかと思うんですけれども、その辺についてお聞かせください。

○政府参考人(舌津一良君) まず、先生お尋ねの公立学校施設の耐震化の現状でございますけれども、今年の四月に実施いたしました公立学校施設の耐震改修状況調査を行っておるわけでありますけれども、その結果によりますと、公立小中学校の耐震化率は、いわゆる今年の四月一日時点で五四・七％ということでございます。これは前年度に比べますと二・九％の増ということになっておるわけでありますけれども、いずれにしても残りの半分近くが耐震化が十分に進められているということとは言えないということは十分認識しているところでございます。

○中島眞人君 もう時間が来ました。ともかく、子供が余りにも、もろもろの事件を見たように、子供の命や子供の生き方が余りにも軽々しく扱われている。そういう中で、せめて公的な小中学校、学校くらいやっぱ安全だと、子供が学校に行っても安全だと言われるような、前年度に比べて二・何％増えたからなんて胸張っていたら駄目ですよ。

そういう点で、耐震化の問題については私は何をいってもいいわゆる一〇〇％、早急に実現するようなことを強く要望しておきますけれども、お答えありますか。

○政府参考人(舌津一良君) そういうようなこともございまして、私ども、今後の推進方策として

次のようなことを考えているわけでございます。

まず第一に、耐震化を推進するためには耐震診断をまずやらなければならないということで、これは国土交通大臣の大変な御協力も得まして、国土交通省所管の補助事業を活用するなどいたしまして、今年内に公立学校施設の耐震診断を完了するように求めているところでございます。

さらに、現在、各都道府県の教育委員会の担当者対象とした会議を行ったり、あるいは個別にヒアリングを実施して耐震化を促進するように強く要請をしているところでございます。

また、今回の耐震改修状況調査の結果の公表に併せて、先ほどコスト削減の話もございました。耐震化を推進するような事業に重点的に配分するということにしております。中でも緊急度が高いものあるいは必要性の高いものについて重点を置くという方針で予算の配分も行っていくということにしております。

このようなことによりまして、地方においても計画的に耐震化が進むよう私どもとしても最大限の支援をしていきたいというふうに考えております。さらには、予算の要求におきましても、十分な予算を確保するよう最大限努力を今しているところでございます。

○中島眞人君 終わります。○佐藤雄平君 民主党の佐藤雄平でございます。今日は建築基準法改正についてでありますけれども、その前にこの二、三日、大変な騒ぎになっているシンドラ社のことについて、それぞれお伺いをさせていただきたいと思っております。

ちようど先週は住生活基本法、そして今週から建築基準法と、正に国民の、またそこに住む住民

の皆さんの安全、安心をいかにして法律によって担保していこうかという議論をしているさなかにこのような大変痛ましい事故が起こってしまった。

今、この質問の席に立っておりますと、ちようど二年前の今ごろだったと思うんです、六本木ヒルズでこれまた同じような痛ましい事故がありました。自動回転ドアに挟まれて溝川涼君という子供が亡くなってしまいました。あのときは、国交省の皆さんも十分御承知だと思っておりますけれども、何となくその背景があのかの背景と非常に類似しているのと、そんな気がしてなりません。

二年前、思い出していただきますと、二年前もいろんな事故があつたんです、いろんな不都合があつたんです、いろんな故障があつたんです。しかも、その前年のときに社会資本審議会の安全委員会が自動回転ドア、これだけいろんな故障、事故を起こしているんだから、何かこれに対する改善策はないだろうか、審議会が一つの安全対策の方向性を出したのになつたんです。ただ、残念ながら、そのままずっと放置していたら、あの溝川君の事故が起きてしまった。だから、今回もいろいろ新聞記事を読んでいる中で、故障、十七都道府県、件数は二百七十件と、これは昨日今日の話じゃなくて、ずっとこれ累積していたんです。

ですから、私は、どうも日本の法律というのは、事があつて初めて気が付いて改正しよう、改善しようというふうなことになるんじゃないかなと、そんな感じがしてなりません。いろいろ法案、皆さんと審議をしておりますけれども、何かやっぱ思い出してもらおうと、事案があつて初めてそこで改善案を出す。もつとその事前にも、そういうふうな予兆があるものに対して、何でその前に一つの法改正でも改善策でもそういうふうなことができないのかなと、そんな思いには実は駆られております。

まず、社会資本整備審議会、ここでいわゆるエレベーターそれからエスカレーター、このような昇降機等についての今までその審議会辺りで問題視はされてなかったのか。

そしてまた、これは建築基準法の中では多分設備という部分に入らぬと思うんですけれども、今までの建築基準法の中でこのような設備に関する設計、安全性の担保、そしてまた今改正案の中でそのようなところはどのようところに触れているのか、この件について。

そして、さらにまた、このような事故が起きたとき、事案というのは事故じゃなくて故障が起きたと、不具合が起きたと、これはマンションにしてもホテルにしても、これはどこにまず通報するのか。

しかも、それはもう民間の管理会社が行っていると言えはそれまでの話ですけども、そのような事案の中の行政的な責任、束ねるところとか、このことについて、そういうような事案がどんどんどんどん起きていて、管理会社は分かっているけれども、管理会社からいわれるどこに通報して、住民の安全を担保する、それに対しての報告をするとか、そういうふうなシステムというのか、それはどういうふうな形になっているのか。

まず、このことについてお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(山本繁太郎君) まず、六月三日に、東京都港区のシティハイツ竹芝におきまして、男子高校生、市川大輔さん、十六歳が、十二階のエレベーター出入口で挟まれて亡くなられたという痛ましい事故が発生したことは誠に遺憾でございます。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げる次第でございます。

今幾つかの御指摘をいただきましたけれども、シンドラ社のエレベーターでこれまで不具合が報告されたというケースは、例えば横浜市緑区の東京工業大学のすずかけ台キャンパス、そのほかにも宮城県、長崎県の県営住宅、さい

これらのトラブルと今回の事故の關係については、今回の事故原因、今鋭意調査中でございますので直ちに判断することは難しいわけでございますが、国土交通省としましては、昨日、特定行政庁に對しまして、第一に、シンドラーエレベーター株式会社からリストの提供を受けましたこの竹芝の事故機と同型のドア安全装置、制御装置等を有するエレベーター十三台、これについて直ちに緊

くさんの方が御利用になる建築物等について特定
行政庁に定期検査報告を求めておりますけれども、特
定行政庁に報告書、あるいは国、特定行政庁などかか
らの計画通知にどういう設備を持っているかとい
うのがありますので、それでシンドラーエレベ
ータ株式会社製のエレベーターを掌握して、それ
について調査をした上で、六月二十八日までに報告
をされたいということをお願いしたところでござ
います。

なお、個別具体の不具合とかいろいろな問題が生じた場合の対応のシステムでございますが、今度のような共同住宅を例に取ってみますと、シティハイツ竹芝の場合は、設置管理者は港区長でございますが、港区が指定管理者として財団法人港区住宅公社を指定しております、この四月から財団法人港区住宅公社が管理責任を有しております。

エレベーターに不具合がありますと、エレベーター管理の責任者、これ平成十八年度はエス・イー・シーエレベーター株式会社というところが

○佐藤雄平君 局長 事前にこのような事案が報告されてればこれは防げたかも知かんないんでしょう。

○政府参考人(山本繁太郎君) 日常的な不具合あるいは過去の事故等について特定行政庁にどこまで報告があったかというのが今つまびらかではありませんが、先ほど言いましたように、シンドラ・エレベータ社が設置したエレベーターについて特定行政庁に調査をお願いしておりますので、整理でき次第また報告させていただきたいと思えます。

○佐藤雄平君 私、その不具合という言葉大嫌いなんですよ。航空機の事案のところもみんな不具合不具合合不具合合、具合が悪いと言う。具合が悪いというのは何か、何で具合が悪いんだろうというふうなところまでなかなか行かないで不具合不具合合と。この新聞にはちゃんと故障と書いてある。だから、不具合だから極めて軽微だと思っちゃって、ついつい追及しないこともある。これが故障だというふうなことになるたら、どつかやつぱり欠陥があるんだと。

だから、この辺の名称はもう少し、人命、財産

全審議会でもどういふうな答申というか話が出るか分かりませんけれども、行政が中心になつてどんどんどん進めてもらつて、やっぱり責任の所在がどこんだというふうなことを明確にしていつてもらいたいと要望しておきます。

去年から、カラスの鳴かない日はあっても姉齒の出来ない日、記事になんない日はなかったぐらいい、本当に国民の皆さんは心配でしょうがないと、安住するところがないと。正に、安全神話が日本の国で崩れたような気がしてなりません。

東京をそれぞれずつと歩いてみますと、歩道車道のもう一体となってビルが建ったり家が建っているんです。しかしながら、日本の民族性というか、日本の国家というのは私有財産制をずつと旨にしてきて、これは私の建物だ、私の家だ、私のビルだということで、個人のものだと思っているケースがうんと多いと思うんです。特に、田舎の場合はそういうふうな、個人だから決してこれは公共的なものとは違うんだよという感覚を持っている人が多い。ところが、この東京、狭いところ、しかもまた市街地に来るともうほとんどが公共物と接しているわけです。ですから、正に家も

それから建物も、私の建物も、私は公共財と、公

臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣（北側一雄君） おつしやつているとお
りだと思ひます。

思います。単にその住宅や建築物の所有者、個人財産という側面だけではなくて、公共的な側面がある。地震になりましたら、地震で倒壊しましたら、それは隣の家にも当然影響を与えるわけですから、それは隣の家にも当然影響を与えるわけでございますし、前の道路をふさいでしまいましたら緊急車両が通れなくなるわけでございます。また、家が火事になりましたら延焼することだつて

○佐藤雄平君　もう正に大臣のおつしやるとおりなんです。一軒の家が火事になった。それが倒壊した、道路が寸断される。そうすると、救急車も消防車も通行できなくなつちやう。それによって尊い生命が間に合わなくなつたというふうなこともあるかも知れません。ですから、それを法律的なバックボーンで守つていかなきゃいけないのがこの基準法なんです。ですから、私は、人の財産、生命を守る、ある意味で最も大事な法律は建築基準法じゃないかなと、そんな思いをしております。

そして、いろいろ、その改正についてさかの

○政府参考人(山本繁太郎君) 性能規定化について、米国からの圧力で行ったという御指摘でございます。

米国と日本の間では、昭和六十年ごろから米国産の林産物、木材の対日輸出の観点で、日本の建築基準、特に防火基準でございませうけれども、が

これ障壁であるという向こうの主張がありまして、協議を行ってきたということは事実でございます。

ただ、この建築基準の性能規定化につきまして、材料とか仕様を詳細に規定する建築基準から、建築物が持つべき性能を規定する建築基準に移行して、設計の自由度を高める、あるいは建材や技術の国境を越えた流通です、国際的な流通の円滑化を図るという観点から、実は国際的な動きとしては欧州ですね、欧州の経済共同体が国境を越えていろいろ資材の流通を円滑にするという観点から一九八〇年代ごろから進めてきております。

実は、旧建設省はこの問題に早くから取り組んでおりまして、一九八二年、昭和五十七年から総合技術開発プロジェクトで、これは防火に限ってでございますが、建築物の防火設計法の開発という総合技術開発プロジェクトに取り組みまして、これは昭和六十一年まで行いました。この間、実は昭和五十九年にはECEで、欧州の経済委員会ですが、性能型のモデル建築規制要綱を発行しておりますし、昭和六十年には英国が性能型の建築規則を制定したり、欧州でそういうのが進んでおります。

その中で、日米間の林産物協議では、平成二年に日米間で交わした合意内容に、材料の規制により木造建築物を建てやすくするなどの観点から、建築基準の性能規定化を推進することを掲げております。先ほど御指摘いただいたとおりでございますが、これは、当時既に、今申し上げましたように、日本国内において防火基準の性能規定化に向けた技術的検討が行われていたことを踏まえてのことだという、合意に盛り込まれたんだということでございます。

もう一つ、平成八年の日米首脳会談でも性能規定化を進めるということも橋本首相がクリントン大統領に対して発言しておりますけれども、これは既に、先ほど来引用していただきました平成十年改正の根拠となる審議会の検討を、平成七年に

審議会に検討がもうかなり進んでいるという状況を踏まえてのことだったということを御理解いただきたいと思うんです。

○佐藤雄平君 これは、日米のある意味では通商交渉とか外交交渉の中でのいわゆる極めてレベルの高い政治的な問題も十分含んでいた話かなと思いますけれども。

ただ、BSEの問題と同様に安全、安心、そしてアメリカ、諸外国と日本はやっぱり国土が違うんだと、地震大国であり、台風もしょっちゅう来る国であるというふうなことで、世界の基準は日本の基準じゃなくて、やっぱり日本の基準は日本の基準としてきちっとしたものを作っていくかないと、私はもう国民の皆さんがずっといつも何か不安にさらされているような状況になってしまいうような気がしてなりませんので、この辺は十分頭を留めておいていただきたいなと思っております。

次に、本改正案についてでございます。本間に本改正案を作る前提となったのは、去年からの耐震偽装問題であります。その中で、どうしても国と特定行政庁、いわゆる地方自治体との構図というのが、お互いに、地方自治体からすれば法律を作っているのは国じゃないかと、何で我々にその民間確認検査機関の様々なことについての責任があるのかなと。

特にまた、これは姉歯問題で、いわゆる被害者などの対応に対してどっちが負担をするかというふうなことで、最初は国が四五、地方が五五であった。石原慎太郎知事から、冗談じゃないよ、あれは国の責任だということが功を奏したんだかどうか分かりませんが、結果的には五〇対五〇で被害者側の対応をしようというふうなことになった。

私は、その中で、特定行政庁と国、国が作った法律が、特定行政庁が民間確認検査機関の様々なことに対する責任があるということで今日あるわけですから、本法案改正のときに、特定行政庁、それからまた地方自治体、これとどのような相談をなさって、またその特定行政庁、地方自治

体からどのような要望があったか、しかもそれを本法案にどのように取り組んだか、この件についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今整理していただきましたとおり、今回事案に関連して国と特定行政庁との関係で課題となりましたのは二点ございまして、まず第一は、何といたしても危険な分譲のマンションに住んでおられる方々にに対してどういうふうに対応するかという緊急対応の問題でございます。

この点につきましては連絡協議会を設けまして、具体的問題でございますので、関係する危険な分譲マンションが賦存する特定行政庁と国とで非常に稠密に当初から協議を進めて、総合的な支援策をつくり、その執行に当たっても緊密に協力して進めているところでございます。

それから次に、制度についてでございますが、今回の事件が、姉歯建築士が行った偽装を指定された民間確認検査機関だけでなく特定行政庁においても見過ごしていたというところで、昨年の十二月に体制を組んで建築確認検査事務の総点検を行ったわけですが、国と都道府県が指定した民間確認検査機関の総点検の後に、偽装を見逃した民間特定行政庁の審査の事務、直接国の点検本部とやり取りをさせていたございまして、どういふところでどういふ問題点があるのかというのを公共団体と非常に稠密にやらせていただきました。

その結果を社会資本整備審議会建築分科会の基本制度部会に御説明して、御検討いただきましたが、中間報告をまとめていただいたわけでございますけれども、この基本制度部会の委員として、東京都、それから大阪府の建築行政責任者にまず委員に入っていたいただいております。

その上で、特に建築確認検査事務を、実務をやっている公共団体の方々、課長さんクラスです、方々にお集まりいただいて、地方公共団体のワーキンググループを設置いたしました。そのワーキンググループによって、公共団体における確認審査制度の在り方、それから、公共団体と指

定確認検査機関の関係、その関与の在り方、それから地方公共団体の建築士、建築士事務所への指導監督の在り方といったようなことについて具体的な御議論をいただきました。その結果は基本制度部会に報告した上で中間報告に反映させていただいたところでございます。

それから、中間報告を最終的に出していただく前の段階で審議会ではパブリックコメントを募集しておりますけど、その中でも特定行政庁から数十件の御意見をいただいております。

それから、中間報告の案につきましては、今年の二月九日ですけれども、特定行政庁、都道府県、政令市の担当の方集まっていたございまして説明会を開催して、意見もいただいております。

いただきました意見として主なものをおおよと御紹介いたしますと、特に指定確認検査機関に対する監督の強化の問題ですけれども、今回国会にお願いしております改正案のとおり指定行政庁による指定確認検査機関に対する監督権限の強化を行ってほしいと、自分たちの知らないところで民間機関が自分たちが本来やるべき事務がばんとやられるという、で、結果の責任が公共団体に帰属するということ、最高裁の小法廷の決定というんでは責任は全うできないと。だから、個別具体の確認事務について監督権限をきちんと強化するという方向は賛成であるという意見と全く逆ですが、特定行政庁による指定確認検査機関に対する建築確認の取消し権限が今ございます。計画の概要を民間機関が特定行政庁に通知しまして、特定行政庁が見ておかしいと思ったら、これは法律に適合してないという通知をすれば、民間が出した確認が失効するという制度がございまして、民間がやったことう制度はもうやめてほしいと、民間がやったことはそれで終わりにしてほしいと。あるいは、そういうふうな形で指定確認検査機関が行った建築確認とか検査についての責任を公共団体が負わないようにしてほしいと、我々と関係ないことにしてほしいという意見もございました。

これらのことをワーキンググループで議論をし

た上で、今回の中間報告案については、指定確認検査機関に対する監督権限の強化の方針で報告をして、その余のことは引き続き検討しようということで整理されているわけでございます。

○佐藤雄平君 地方の声はおよそ分かりました。その中で私は、今局長からの答弁の中でも、行政庁は全くもう関係なくしてほしいと、この気持ちのやつぱりその背景というのはこういうところにある、この間の最高裁判所の判決で、責任は行政庁にあるということになりました。

彼らから言わせると、こういうふうなことを言ってきたらいいですね。民間確認機関の違法性を判断するのに、確認証書を交付した旨の報告書と建築計画の概要書、これだけではとても違法性は判断できないって言うている。だから、もっとやつぱり詳しいものを特定行政庁に出してほしいという要望だと思ふんです。だとすれば、我が方も責任を持つよということかなと思ふんです。その件についてはどのような見解をお持ちですか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 非常に具体的な御指摘がありました。

「委員長退席、理事山下八洲夫君着席」

今の点は非常に大事な点でございまして、先ほど申し上げました公共団体等のワーキンググループとの協議を踏まえまして、民間確認機関が具体的に申請図書を審査した審査の概要を公共団体に、特定行政庁の方に渡すと、計画の概要だけではなくて、法適合性をどこをポイントにしてどういふふうに着目したかというのを渡していただく、それをベースに違法性を判断するということ、を今回の案ではお願いしているところでございます。

○佐藤雄平君 特定行政庁の意向を本当に十分、いわゆる特定行政庁が責任だというふうなことになるわけですから、要するに、法律をつくるのが国で、それで特定行政庁が責任だというふうなことですから、特定行政庁、正にその現場の意見を本当によく取り入れてやっていただかないと、私は、この法律も功を奏すると思うか、もう

二度とこういうふうな事件が起きないようになる法律にならないと思ふんです、是非御考慮願いたいと思ふます。

次に、民間確認検査機関、これについてお伺いいたします。

今日の午前中の参考人質疑の中でも、民間確認検査機関というのは、これもやつぱり株式会社で、商売やつてるわけですから、そうすると、様々なマスキングの資料を見ると、これみんなやつぱり民間確認検査機関も営業に走らなさいいけないですね、仕事を取するために、様々な事案がどうしても出てきているんです。

一つこれは四月二十八日の、産経新聞がずっと連載している話です、これ。ゼネコンに検査を回してほしいと営業でどんどん回っている実態。そして、厳しい指摘をすると申請者がよそに行ってしまうと、こんな話があったり、国会に参考人招致されたERI社長の鈴木氏は民間確認検査機関の過当競争の実態をこう証言している。これも大変な問題なんです。後でじっくり質問しようかなと思っている。検査する側がされる側を下げると。これは、検査する側の株式を調査される側が持っている実態というのがあるんです。こういうふうなことで、なかなかやつぱり中立公正を保つということ、本当これできるんだろかなと思ふんです。

ですから、私は、この民間確認検査機関について、いろいろ姉歯の事件から質問をさせてもらっている中で、民間確認検査機関、これだけのやつぱり需要があるから特定行政庁だけでは無理だ、というのは分かります。だから民間確認機関に開放したんだと。今、民間確認検査機関の方が約全体の六〇%の仕事をお願いしているというふうな実態を見ると、まあしょうがないのかなと思ふんだけれども、しかしながら、国民の安全、安心、生活の基本、これをきっちりと担保しなきゃいけないわけだから、となってくると、今日の、繰り返すけれども、さっきの参考人の話じゃありませんけれども、一般の商売とは違うんだという話なん

です。普通の商売とは違うんだと、確認検査機関は。

そうすると、どこかでその過当競争、そしてまた検査する側の株式を検査される側が持っているなんていうふうなこと、これについての改善策というのか、中立公正を担保する、どこかこれ、この基本法の中に入れておかないと、これがまた同じようなことが起きないとも限らないわけでありまして、この件についての御所見、考え方を伺いたいと思ふます。

○政府参考人(山本繁太郎君) この民間指定確認検査機関制度の実際の運用についての非常にポイントを押さえていたのだと思ふます。

現行制度では、今の観点から、公正中立な機関として仕事をしていただかなきゃいかぬという観点から、元々この指定の要件として幾つかのことを定めております。特に、この機関の能力という観点からは、法律上の適合判定資格者を一定数確保してなきゃいかぬというのが一番重要な要件でございまして、さらに経理的な基礎についても記しておりますし、それから特に、確認検査に従事する者は守秘義務を直接課したみなし公務員と法律上しております、そういう意味で、厳格な措置を講じた上で公正中立性を担保するというふうにしております。

この民間確認検査機関が行う仕事も、基本的にはサービスでございます。しかし、サービスの中は建築基準関係規定に適合しているということ、を的確に判断するというサービスをやるわけでございます。それを非常にスピーディーに丁寧にするということ自体はもちろ歓迎されるわけですが、今御指摘いただいたような過当競争の中であるいは顧客と癒着をしたり、あるいは本来のサービスの目的である安全性の審査をおろそかにしたりということがあつてはならないわけでございます。そのためにどういふことをするかというところが非常に大事でございます。

まず、法律の今回の改正案では、先ほど言いました指定要件ですね、判定員の原単位とか、これ

も厳格にしたいと思っております。それで、経理的基礎についても厳格にしたいと思っております。それから中立性ですね、役員とか資本関係についても、現在持っている基準よりも更に厳格化したいと思ふます。

その上で、特定行政庁が個別の建築確認の事務について立入検査をしたり、問題があれば指定権者に報告をして処分をするといったようなことを今回の改正ではお願いしているわけですが、さらに、私ども問題意識を持っておりますのは、多分その部分を指摘されたんだと思ふますが、元々指定をした国土交通大臣と都道府県知事が立入検査してやっているわけですから、これまでの立入検査のときの検査の視点は、当初指定した要件ですね、能力を引き続き備えているかどうかというところを中心に精一杯やってきたわけですから、今度のように個別具体的な事務で過失、おろそかなことがあるということに気がついて、個別の確認事務を監督する特定行政庁だけではなくて、そもそも指定権者が民間機関に対してどういふような立入検査時に検査をしたらいいのかということ、これは、御指摘を踏まえてきちんと抜本的に見直したいと思ふます。

サービス産業、サービスの企業についてISOの考え方があります、サービスの品質管理の考え方がありますので、そういうふうなことがこの民間確認検査機関の仕事にどこまで適用可能であるのか。それを横で見ながら、それを念頭に置いて、具体的な仕事を適正にやってもらうために、指定権者が検査をする方法として合理的な方法があるんじゃないかという視点も入れて、今、立入検査の検討会では勉強しているところでございます。

○佐藤雄平君 これに関連する話でございます。民間確認検査機関の資本について、これも産経かな、これ。検査する側がされる側に頭を下げる、こんな現象がなぜ起きるんだらう。理由の一つは出資にある。民間検査機関は検査を受ける側の建設、住宅業界などから広く出資を受けているのだ。建築基準法は、建設や設計・工事監理、不

動産、住宅など、制限業種が民間確認検査機関の五〇％以上の株式を有することは禁じている。ただし、確認検査機関に監視委員会を設置をすれば、合計三分の二未満まで保有が可能である。実際に制限業種に該当する数社が六割超の株主になっている検査機関も存在すると、こういうふうな事実があるんです。となつてくると、もうさっきのまた中立性とか公平性というのは極めて問題。ですから、基本的には四九・九％というふうなことになるけれども、やはり監視委員会が置ければ三分の二まで。

しかも、これも後ですつと運動しながら質問をしようかと思つたら、住宅性能評価機関、これも同じ株主がもうほとんどなんです。民間検査機関と住宅性能評価機関、これが九割が同じ会社がついていて、持っている。そこに監視委員会がまた、今度は逆に監視委員会の監視をする人がその民間確認検査機関の株主であつたりしている。この辺はもう本当にどう説明しようとも、まあ一般の方から見たらば、ぐるになつてというふうなことを非常に疑念を持たれる状況だと思ふんですけれども、この辺についての所見、感想。今度の法将来的にわたつて今後もまた建築基準法の改正をすると思ふんですけれども、この辺の考え方があつたら教えてもらいたいと思います。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の法案を契機に、民間確認検査機関の中立性をきちんと確保する必要があるということは認識を更に強くしているわけでございます。

姉歯元建築士の偽装に関連して、これ特に資本関係があつたから甘かつたというケースは全くないないんですが、しかし国会の審議とか社会資本整備審議会の審議を通じて、この中立性は強化すべきだということを御指摘いただいております。私どもとしては、まず法律上、民間確認検査機関の役員がお客様、お客様というのは設計とか施工監理とか、そういった仕事をする業界と資本関係を持つちゃいかぬということは言っているんですが、さらに親会社ですね、ホールディングカンパ

ニーが確認検査に利害を有する建築関連の業務を兼業してはならないという規定を今度の改正案に入れさせていたいております。

それからもう一つは、現在、今の出資関係です。

出資関係については、法律で中立でなきゃいかぬと定めた上で基準を設けて運用しているわけですが、そのときの二分の一未満、五〇％未満というこの数字は更に引き下げたいと思つております。それで、監視委員会を設けた場合の数値も例えば二分の一未満にすると、一つの会社が監視委員会を設けた場合でも支配することはできないという形にするといった形で措置したいと考えております。そこは今検討しているところでございませう。

○佐藤雄平君 これも、だから監視委員会のメンバーが監視先の会社の株式をお持ちになつていて、この会社があると、この件についてはどんな感想ですか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今、基準では、指定確認検査機関の監視委員会に関する規定設けておりますけれども、その中では、監視委員会の仕事の性格から、まず弁護士会から推薦していただく方、それから消費者団体から推薦していただく企業、それから建築関係の学識者、それからこの企業の監事あるいは監査役で構成するとして、監査終了後にその結果を指定権者に報告するということを義務付けているんですが、そういう意味で、監視委員会の関係会社の役員は監事、監査役は入っております。その監事、監査役が株式を持つていることはあり得るかなと思ひます。

○佐藤雄平君 あり得る、あり得るでいいんですかね、監事、監査役。だけど、それを設置することによって、現法からいくと三分の二まで資本をいわゆる発注者側が極端な話持つてもいいという話になるわけですね。

それで、しかもその監視委員が民間確認検査機関の株を持つていていたら、本当に監査き

ちつとできるのかなと私疑うんですけれども、そういうことなんでしょうね。極めてこの辺は検討の余地があるんじゃないかなと提言しておきます。

それで、次に、この確認検査機関と住宅性能評価機関、これ先ほど繰り返します。これ局長ね、住宅性能評価機関百八のうちに九十五の機関は確認検査機関を兼務している。逆に、百二十四のうちの九十五が住宅性能評価機関であるということなんです。こういうふうなことのうのは、これはどのようにお考えですか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 実は、今回、指定確認検査機関が構造計算の偽装を見逃したという、最低基準である建築基準法の基準をクリアしてないものをクリアしているというふうな確認済証を出してしまつたというケースを私たち今取り組んでいるわけでございませうけれども、それは基本的に最低基準を定めている。したがつて、確認済証をいた、だかなければ着工しちゃうかぬという強烈な規制しているわけでございませうけれども、それが建築確認の事務なんです、実は住宅性能評価は、その中にもろろ建築基準法で定めている基準に係る部分も一部ございませう。しかし、大部分は住宅性能評価機関で評価してもらつて性能を表示する各項目はすべて基準法プラスアルファの部分でございませう。だから、住宅の質を良くするという観点から、プラスアルファの部分、しかも必要に必ず一その性能については評価してもらつた上でこれをお客様に示して取引をするというシステムでございませうので、仕事の中心が全く違うんで、しかし能力は建築基準関係規定がベースになりますんで、基本的に、実は正直に申し上げますと、私自身、もし違う機関がこれやつていられるのであれば、あるいはこれを発見できたらんじゃないかというふうなことを内部で相当議論をされているんですが、やつていられる性格がそういうものかどうかということ、全く別の機関にやらせなやかいかぬということまではまだ判断できて

いないところです。

特に、今回、誠に情けないことなんです、札幌の浅沼建築士がやつた七件について、建築確認でも見過ごして性能評価でも見過ごしたというものがあつたんですが、その五件までは確認機関と性能評価が違つたんですね。両方の機関が見過ごしているということなんです。

要するに、基準法の確認を間違いないようにしなやかいかぬということを今回お願いしているんですが、その上で性能の方はプラスアルファなんです、今の枠組みでやるということだと考えているんですけれども。

○佐藤雄平君 時間がなくなつてきたんで、ちょっとはしよつていきます。

今の局長のプラスアルファなんです。私は、建築基準法を客観的に見たら、これはみんなやっぱり安全が担保されていると思うんです、それが最低であろうが最高であろうが。

その中で、その建築基準法とはちよつと違つただけなんです、宅建取引法の中で耐震性重要事項説明書というのがあるんですよ。宅建業法では、不動産の売買契約を交わすときに売主は重要事項説明書について説明することになつていて、

そして、その中身が、建築基準法では、比較的频率の高い中小地震に対して、建物に被害がほとんど生じないこと及び極めてまれにしか起こらない大地震に対して、建物が倒壊せず人命を保護することを目標にしておりまして、云々と書いてあつて、建築基準法は最低基準です。その後、建築基準法に合格した建物だからといって安心できる保証はないことを御理解ください。この最後に、そこに今度、品確法は住宅性能表示制度があり、耐震等級いわゆる建築基準法と同じレベルの強度、それから耐震等級二、建築基準法の一・二五倍の強度、耐震等級三、建築基準法の一・五倍の強度という三つの等級を設けております。これから大変なところだ、したがひまして、耐震性に優れた住宅をお望みでしたら、耐震等級二あるいは耐震等級三をお勧めいたしますつて書いてあ

るんですね。

そうとなると、これは何か私は、建築基準法、国民に対して、一般の人に対してこの建築基準法の中にのつとてやってるからといって、このまた案文が、宅建法の中でやったら極めて何か愚弄するような文言じゃないかなと思うんですけれども、これについてはどういう見解をお持ちですか。

○政府参考人(山本繁太郎君) これは、もう少し丁寧に説明する必要があるかなと思うんですが、耐震基準の性格は、端的に言えば、耐震基準は震度五強程度で経済的な価値が損なわれない、びくともしないと。しかし、激烈な大地震、震度六強とか七が来た場合は、命を奪うような大崩壊は生じないけれども経済的な価値はなくなってしまうということとは事実なんです。これはやっぱり理解してもらわなきゃいかぬということです。その地震力を更に上乗せしたのが、一・二五倍にしたのが等級二で、一・五倍にしたのが等級三ということとは事実なんです、やっぱりきちんと理解してもらいたいことは大事なんです、いろいろ努力していきたいとは思いますが。

それから、先ほどちょっと御説明した浅沼建築士がやったもののうち、七つのうち、確認と性能評価が違うのは四つと言いましたけど、三つ、三つの機関は別々の機関がやっていたということでございます。失礼、五件と言いましたけど、四件、大変失礼しました。

○佐藤雄平君 次に移らしていただきます。

第三者機関、まあ本法の改正の一つの目玉は第三者機関を置いて更にチェックをしていくということだと思っております。しかし、これ、全国それぞれ各地方を見ても、この間事務方の説明によると大学の教授とかそういうふうな名前が挙がりました。第三者機関ですから客観性を担保する意味合いからかなと思うんです。

しかし、これ冷静に考えた場合、東京中心の関東とか、それから名古屋地区とか大阪のいわゆる大都市であればそれはもう十分充足することがで

きるのかなと思えますけれども、これは現実問題として地方の都道府県、それだけの見識者というのは集められるかどうかという話だ。結局は、またやっぱり県庁か国交省かどこか分かれなければならない、そういう人のOBに第三者機関に入ってもらいかなと、知見者に、というふうなことになるのかなと思うんです。

そうなってくると、私は、現実問題として、この第三者機関もつくることは非常にいいことなんだけれども、どのようにして地方は人をそれだけの見識者を見付けるか。そしてまた、これ場所によつてはいろいろその申請が多いところと少ないところあるから、つくった限りはそれ維持しなきゃいけない。それはだれが維持していくのか、県が維持していくのか。県なんかは、どこの県だつて今貧乏しているからとてもそんな余裕がない。

それから、もう一つは、確認検査機関とこの第三者のいわゆる指定構造計算適合性判断制度に基づいた第三者機関の関係をどういうふうにしていくのか。そして、万が一これが、第三者機関が事件を起こしてしまったときの責任の所在、これはどこになるのか。この件についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本繁太郎君) まず最初の点ですが、大都市と地方部で仕事する環境は非常に違いますんで、これは一言で申し上げまして都道府県ときちんとよく相談をして具体的な方策を見いだしていきたいと思うんですが、大都市は……

○佐藤雄平君 人、人だ、人、人。

○政府参考人(山本繁太郎君) ですから、大都市はそれぞれあり得ますけれども、例えば地方部の場合はブロックで機関を設けたり、あるいは全国で第三者機関を用意をして、そこを指定してもらつて仕事をお手伝いするというような方式も含めて都道府県とよく連携をしてやっていきたいと思ひます。その際、社団法人の日本建築構造技術者協会などもございますんで、そういうところとよく協力をして、この適合性判定のための体制

の整備をしていく考えでございます。

それから、性能評価の仕事をしている機関がこの第三者機関になり得るかということでございますけれども、これは、この構造計算についての判定員たり得るような専門的な能力を持っている者であれば、両方の指定を受けて仕事をすることはあり得ると思ひます。

それから、第三者機関の判定が間違つた場合の責任関係はどういうふうになるのかという場合の御指摘ですけれども、これは第三者機関がオーケーと出してくれば建築確認を出す、確認済証を出すわけですが、それが結果として法律に適合していなかった場合は、基本的には確認済証が違法であるということで確認済証を出した確認機関が責任を問われることになります。これは事実でございますが、しかしそれは行政の方の内部関係でございますんで、最終的に実際に判定を間違つた第三者機関に対して確認機関が費用を求償するという形になると思ひます。外部的には確認済証を出したところが責任を取るということになります。

○佐藤雄平君 責任の所在は特定行政庁、基本的には県であり大きな市である。それで、第三者機関のメンバーがいけないのは、日本の、さっきの建築関係の業界、ここからいろいろ派遣するんだかどうか、相談しながらというけれども、これは都道府県とか市町村側からすると、やっぱり極めてドメスティックでございますして、東京から来るのを余り好まないんです、悪いけれども。ですから、どうしてもやっぱり自己調達したいというふうなことになるんで、この辺はやっぱりまだ相当、その第三者機関をつくるに際しては地方自治体との本場に綿密な御相談をしてもらわなければならない、私はなかなか、だれだれ教授が来る、だれが来るなんといつてもそれは簡単に受け入れるような状況じゃないと思ひますし、そこでもまた、場合によつては県庁の役人がつくるかという話になる可能性も十分あるんで、この辺も非常に微妙なところがあるんで細心の注意、注意というか、の中

で進めていただきたいなと思っております。

もう時間なくなりましたけれども、建築士の問題、これ最後に、申し訳ないけど、させてもらいます。

建築士のやっぱり倫理、モラルハザード、こんなものを向上するについて、本当はやっぱり基本的には、これも参考人の中で建築士本人の問題であるというふうなこと相当あったので、本人がきちつとしていけばこういうふうな問題も起きなかつたわけでありませうけれども、それについて今度の建築基準法の中でどういうふうな対応、対策を考えているか、これをお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 御指摘のとおり、今回の構造計算書偽装問題の直接の原因が、本来法令を遵守すべき資格者である建築士が職業倫理を逸脱して構造計算書類の偽装を行ったことにあるわけでございますので、建築士の社会的責任の自覚、職業倫理意識の向上を図るといふのは正面の課題であると思ひます。

方法論としては、建築士団体などの場を通じてお互いに連帯して、自己啓発、継続教育、あるいは専門性の向上を図ることが重要であると思ひます。

今回の改正案では、まず職責の規定を入れさせていたいただきます。品位を保持し、実務に精通するとともに、公正かつ誠実に業務を実施すべきであるという意味の職責の規定を新たに設けさせていたというところで、改正案ではですね。その上で、日本建築士会連合会などの関係団体で、今現在も倫理規程を定めているいろいろ努力をしていただいておりますけれども、今回の事件を契機に更にこの部分の努力を、社会的責任の自覚と職業倫理意識の向上といったようなテーマに取り組んでいただくように、協力して前に進んでいきたいと思ひます。

○佐藤雄平君 ありがとうございます。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。よろしく願ひいたします。

まず初めに、今回のこの耐震偽装事件の基本的な認識につきましてお伺いしたいと思います。

今回の一連のこの耐震偽装事件を受けて、今建築基準法の改正、また建築士法又は建設業法、宅地建物取引業法、様々な法改正の検討が行われているわけですが、いずれにしても、そもそも今回の耐震偽装事件というのは、こうした法改正をしていくから法に何らかの欠陥というのがあるという面があったかということなんだと思いたすけれども、もうひとつ根本的な問いとしてお伺いしたいのは、法律に大きな欠陥があつてこうした事件が起きたのか、それともやはりその法の執行体制そのものに大変な問題があつたのか、両方なんだろうけれども、基本的な認識として、まず大臣にその辺をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(北側一雄君) まず、現行の建物ができ上がるまでの法制度の基本的な枠組みがどうなっているかと、その考え方がどんな考え方なのかということについてお話をさせていただきたいと思いますが、

まず、建築基準法において、建築主側に、この基準に適合する建築計画を立案していただくという実行する、その直接的な義務を課しております。まず、だから一義的に義務を負うのは、法令に従った建物ができ上がることに一義的に直接的な義務を負っているのは、まず建築主であるということでございます。その上で、二番目に、建築士法におきまして、これは業務を独占しているわけでございますけれども、建築士という資格者のみが設計と工事監理を行うことができると、こういう規定になっているわけです。さらに、建築基準法におきましては、行政側が公権的にこの建築基準関係法令に適合しているかどうかということを確認検査すると、こういうふうな三つの基本的な枠組みに従って建物のチェックというのがなされている。

まず、建築主に一義的、直接的な義務がある、法令に適合していく義務がある。そして、建築士法でそういう専門の建築士のみが設計、工事監理

ができる。そして、行政側は公権的にこの法令に従っているかどうかチェックをしていく。このような基本的な枠組みになっているわけですが、この制度の基本的な枠組みということから、この制度の枠組み自体に何か問題があつたということではないというふうなまず考えております。

その上で、今回の事件では、建築士が、専門家である、また資格者である建築士が職業倫理を逸脱して構造計算書の偽装を行い、元請設計者もそのことを見過ごしてしまつたと、さらには、確認する側の指定確認検査機関、そして特定行政庁までもがこの偽装された構造計算書を見抜くことができなかったということでございます。

それを受けて、今回、改正案では、建築確認検査の厳格化をし、かつやらせていただくというところでございまして、一定規模以上の建築物につきまして第三者機関による構造計算適合性判定の義務付けをした。さらには、三階建て以上の共同住宅について中間検査を義務付ける等の建築確認検査の厳格化をし、またその他の様々な改正もしているわけですが、残された課題がまだありまして、特に建築士制度に係る課題につきましては、専門分化の問題を始め、また団体への加入の義務付けの問題を始め、そうした様々な課題、今並行して議論をしております。この夏までには取りまとめをしたいと思っておりますが、そうした建築士制度に係る課題につきましても抜本的な見直しをこの夏までに取りまとめ、させていたいただきたいというふうに考えているところでございます。

○西田実仁君 今御丁寧に御説明いただきましたが、正に一義的な義務は建築主にあると、そしてそれを職能者である設計士が専門に請け負つて、それが更に法令に適合しているかを確認機関が確認すると、こういうことであります。

戦後に建築確認になった最大の理由というのは、やはり職能者である設計士の皆さんの責任と、あるいは排他的、独占的に業務を営んでいるという両方の面が大変に大きい。

これ、夏までに建築士につきましてはいろいろと整備されてくるということですが、私はやはりこの建築確認ということの意義をしつかりと見詰めていく必要があると思っております。どんなに厳しくいろいろな規制をしても、最終的に、本当の安全を守つていこうと思つてあれれば、ある意味で建築確認申請をする建築士のとこで自律的にきちつと安全を守つていくというふうにしていかないと、これはやはり安全文化そのものが崩れてしまふんじゃないかというふうに私は思っているわけでありまして。

そこで、一つお聞きしたいんですが、この建築確認、あくまで確認であるにもかかわらず、どちらかというと許可のように実態的には扱われているんじゃないかというふうに思つております。

例えば、確認申請をして、そして確認済書が出されて、それに対して工事検査をして工事検査済書が出され、そしてその工事検査済書を受けて不動産登記あるいは抵当権の設定というのが本来行われなきゃいけない一つの流れだというふうに思ふんですね。

しかし、実際には、住宅ローンなんて組めば、私もそういう経験二度ほどございますけれども、実際には建築確認が出た時点で住宅ローンなんかも組まれていくわけでありまして、ここで、今日法務省さんにもお越しいただいておりますので一応確認でございますけれども、今日来られていただきますね。建築物の抵当権の設定につきましてはどの段階で、今私が申し上げたとおり建築確認の確認済書が出た時点で抵当権が設定できるものなのかどうか、ちよつとその辺、法的に簡単に御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 不動産登記の立場から申し上げますと、建物というのは、一般的に取

引の対象になっているかどうかという面から認定をいたします。

これは、具体的には表題登記というものを登記官の権限においてするわけでございます。これは、そういう相対的には別の概念でございますので、必ずしも建築基準法上の今おっしゃられましたような確認済証あるいは検査済証が交付されているかどうかということとは直接にはリンクしないわけでございます。

ただ、一般的に申し上げますと、事実の問題としては、確認済証が交付される段階ではまだ建築工事に着手されるという程度の段階でございますので、この段階で建物ができたということで表題登記がされることはほとんどありませんし、検査済証が交付される段階では大方建物として完成していることが多いものですから、表題登記ができるということが事実としてはございます。

それで、今おっしゃいました抵当権の登記といえますのは、この表題の登記がされた後に更に権利者の手によって保存登記がされ、それから担保ができるということで抵当権の設定登記ができますので、登記ができるのは担保後の時点というふうに御理解を賜りたいと思います。

○西田実仁君 実際には、法的な効力ということと別に今私が申し上げたような実態があるのは、結局、金融機関による抵当権の設定という、あるいは住宅ローンを組む場合には、決して融資対象の不動産そのものを厳密に審査しているわけではなく、いわけでありまして、実態としてはですね、ほかに債務弁済に使われないように縛っているだけのものではあります。融資対象の不動産そのものを評価をして、あるいは審査をして、そしてそれに対して融資をする。日本の古来からのものでいけば質屋のようなものとして融資しているわけじゃないということで、今申し上げたような実態にもなっているんじゃないかと思ふんですね。

その点について、ちよつと後ほどまたノンリコースローンのところで触れさせていただきますが、先ほど私が法律の制度としての問題とその執

行の問題というお話をさせていただきましたが、法改正後の執行体制ということで先ほど佐藤先生からも御指摘ありましたが、もうちょっと詰めてお聞きしたいと思います。

先ほどの適合性判定機関についてでございますけれども、これは、先ほど局長の御答弁ですと、日本建築構造技術者協会の方々にも協力していただいている御答弁ございました。この社団法人におきまして専門家である建築構造士というのは、全国で大体私の知っているところでは二千五百人ぐらいじゃないかと思うんですね。そうしますと、県によつては一名ないし数名しかいないんじゃないかという、先ほど佐藤先生の御指摘はそういうことも含んでいたんだと思います。

そういう資格の保有者の現状からしますと、やはり全体で、事前にお聞きしたところだと年間八万五千件ぐらいがこの判定機関に掛かるといふことを見込んでおられる、そして県によつてはこの社団法人の建築構造士は一人あるいは数名しかない、こういう状況の中で本当にこれで執行ができるんだらうかという、制度は整ったけれども執行体制が追いつかずというの、平成十年の改正のときに、先ほど御答弁されていましたが、それを直すために民間開放したという話もございましたが、今回についてもそういう心配を持ってしまふんですけれども、本当にこれは大丈夫なんでしょうか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 構造計算適合性判定員でございますが、建築に関する専門的な知識及び技術を有する者として、その要件を国土交通省令で定める予定にしております。

具体的には、大学、短期大学又は高等専門学校において建築構造を担当する教授若しくは助教、それから試験研究機関において建築構造分野の試験研究の業務に従事し、高度の専門知識を有する者、それから建築構造設計に関して相当の実務経験、十年以上の実務経験を有し、専門的な知識を有する構造設計者や、その要するにOBといえますか、社団法人日本建築構造技術者協会の建

築構造士、それから各都道府県の建築士事務所協会に所属し、耐震診断の業務などを行っている建築士、こういった方々を想定しております。

それから、今御指摘いただきましたけれども、構造計算適合性判定を必要とする対象物件数は年間八万五千件、月間で約七千件程度と見込んでおります。

この審査体制でございますが、建築構造の専門家が詳細なチェックを行うということになりますと、一件当たり二十時間から三十時間程度必要でございます。それから、電子データを併せて提出していただいて入力データを確認した上で再計算をするという場合には、一件当たり四時間から六時間程度というふうに見込んでおります。これをベースにして積算しますと、構造計算適合性判定員が週一回八時間程度審査を行うとして必要な人員は、約千五百名程度の構造計算適合性判定員が必要になると見込んでおります。

ところで、現在、社団法人日本建築構造技術者協会の会員数は約三千六百名でございます。それから、建築構造を専門とする建築士は全国で約一万名と推定しております。構造計算適合性判定の事務処理体制としては必要な人員の確保は可能だと、適合性判定機関の設置は十分に可能だと考えております。

いすれにしても、構造計算適合性判定員をきちんと選任できますように、社団法人日本建築構造技術者協会などの関係団体としっかり協力をして体制の整備を進めてまいりたいと考えています。

○西田実仁君 是非これがちゃんと執行できるような十分な体制をお願いしたいと思っております。

時間がないので、ちょっと早口で先に進ませていただきますが、住宅性能保証制度の活用につきまして、また住宅性能表示制度の活用も併せてお聞きしたいと思っております。

この履行確保を法律上義務付けるべきであると、こういうことはもう既に我が党も申し入れているところでございまして、そのための賠償責任保険制度をどうするのかと鋭意検討されておられると思っております。

またあわせて、この住宅性能表示制度、これも先ほど基準法プラスアルファという局長のお話ございました。見るとこれ二種類あるんですね。設計住宅性能評価書というのと建設住宅性能評価書という二種類あつて、それぞれ法律に基づくマークも違っているんです。名前が非常に似ているんですけども、いろいろ複雑でして非常に分かりにくいと正直言つて思っています。今は任意ですけども、これは我が党としても、施工段階の検査確認も含めた住宅性能表示制度に変更して、新築住宅への義務付けを図るべきであると、こういう主張をしているところであります。

(理事山下八洲夫君退席、委員長着席)

これら、それぞれまず分かりにくいということ、何か一体化してもっと消費者に分かりやすくした方がいいんじゃないかという気もしますし、そして、それを義務付けるといふことも含めてこれはしっかりと取り組むべきであると思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 住宅性能表示制度は、住宅の性能に関する共通のルールを設けまして、第三者機関が設計図書や現場検査を行つた上で性能を客観的に評価、表示するものでありまして、消費者による性能の相互比較を可能とし、住宅の品質の確保や消費者の保護を図るものでございます。

また、御指摘いただきましたように、設計段階と完成段階のそれぞれの時期におきまして住宅の性能を評価、表示することができまうように、設計図書の審査による設計住宅性能評価と施工時と完成時の現場検査による建設住宅性能評価の二種類の評価書を用意しております。分かりにくいという御指摘でございますけれども、消費者の皆様、それから住宅生産者の皆様に制度の趣旨につ

いて十分御理解いただけるように工夫して努力したいと思っております。

この二つは、設計の方は、個人が工務店に住宅を注文する場合に、事前に設計の住宅性能評価で性能を確認して、ああ、これですかと、これをお願いいたしますということで注文をして、完成後に実物を見て性能を確認できるというふうに使われます。それに対して、建て売り住宅とかマンションを購入する場合、これは主として建設住宅性能評価、これは、現場をきちんと見て、完了時点でも見てもらつて、それで性能を評価して取引をするという性格でございまして、これ御指摘に沿つて、分かりやすく、理解してもらうように努めてまいりたいと思っております。

○西田実仁君 この住宅性能表示制度は、国交省といたしましてその目標値を上げていこうというところで御努力されていると思っております。

今、もっと分かりやすく、住宅購入者に分かるようにというお話がございましたが、今後、この住宅性能表示制度につきましては、施工段階の検査確認も含めてこの制度を充実させていくという方向にしていけるべきではないかというふうに思うわけですが、その点、もう一度お願いいたします。

○政府参考人(山本繁太郎君) まず、施工段階をすべて含めて新築住宅について義務付けるところまでは、確かに理想的ではあるんですけども、この住宅性能表示が基準法プラスアルファという元々の性格だということ、それから、当然住宅性能表示をしていただくためには費用も掛かります。お客様に負担していただくことになりまうんです。これは直ちに義務付けたいというのはなかなか難しいんですが、大事な課題ですんで、しっかりと検討していきたいと思っております。

それからもう一つ、この普及ですね。制度の普及については、今現在で、平成十七年の暫定値が出ていますが一五・七％です。新築住宅の実は、この制度を導入したときは、初めての市場に立脚した政策で、消費者に分かりやすく、消費

者保護の観点で、しかも消費者主権を貫徹することと住宅の質を高めていこうということで、非常に意欲的に、できるだけ早く半分で持つていきたいということと今努めているんですが、今現実にはまだ一五・七ということ。御指摘を踏まえて努力することで普及を高めていきたいと思えます。

○西田実仁君 最後に、教育ということについて二つほどまとめてお聞きしたいと思います。

改正法によつてこれをより執行体制をきちっと担保していくという意味合いからも、午前中の参事の方にも御質問申し上げたんですけれども、例えば特定行政庁の建築確認を行う建築主事の皆さん、あるいは確認検査員の皆さん、こうした方々の研修ということについてはまだまだ不十分だと思います。

特に、国土交通大学校におきまして、建築確認を行う特定行政庁職員が参加すべき研修項目というのは、例えば東京校でいえば全部で百六コースあるうち、構造設計に関する講義は二つしかないわけでありまして、しかも大変に期間としても短いです。特定行政庁のスキルをもっとアップしていくためにも、もうちょっと、特におひざ元の国土交通大学校におきまして構造設計に力を入れていくべきではないかというのが一点。

それからもう一つ、建築士の学校教育課程におきまして二年間のインターンというのをごさいますけれども、これ実際にいろんなことをお聞きしますと、実は単なる営業販売もやっているんじゃないかと、それも実務経験と認めているんじゃないかというような指摘もあります。こうしたことが本場にこれではないわけではないんですけども、改善していくという、この二つの点につきましてお聞きして、私の質問を終わりたいと思えます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 国土交通大学校での研修の充実でございませうけれども、特定行政庁の建築主事のスキルを高めていくという観点から非常に大事な研修機会だと思えますので、しっか

り充実し、維持していきたいと思えます。

それからもう一つ、インターンの制度でございませう。建築士の資質、能力の向上につきましましては、建築分科会の中間報告で、引き続き検討すべき課題として指摘されておりました。大学等の教育機関での教育課程、それから職能団体を通じた継続教育、倫理教育等の充実について検討が必要であると指摘していただいております。

それから、建築士の試験において、受験資格として二年間の実務経験を求めています。建築士の資質、能力を向上させる観点からは、教育課程だけでなく実務の経験についても、御指摘いただきましたように適切なものであることは必要でございます。

したがって、これらの点も含めまして、制度の在り方についてきちんと検討をいただいた上で所要の見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

○西田実仁君 終わります。

○小林美恵子君 日本共産党の小林美恵子でございます。

建築基準法にかかりまして、私、今日はまず港区でのエレベーター事故問題で質問をさせていただきます。だいたいと思えます。

まず、亡くなられた市川大輔さんの御冥福を心からお祈り申し上げる次第でございます。

この事故は、改めて建築物、設備の安全が問われるもの、また建築基準法でも安全が義務付けられていたものでございまして。

そこで、大臣にお聞きしたいと思えますけれども、事故の原因究明は捜査当局が明らかにされていくのでしょうか、一体この責任というのはどこにあるのかと、国交省としてはどういった責任があるとお考えでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) まず、本場に痛ましい事故が起こってしまったわけでございませう。この事故自体は当然極めて遺憾なことというふうに言わざるを得ません。

まずはこの事故そのものの事故原因、これを得

きただけ早く明らかにしていくことが私は最も大事だと思っております。捜査機関が入っておりますが、捜査機関だけではなくて、港区としっかりと連携取りまして、私どももこの事故原因について早く明らかにすべく努力をしていきたいと思っております。

それと、まだその事故原因について確定しているわけではございませんが、このメーカです、シンドラという、シンドラエレベーター、このシンドラエレベーターのエレベーターにつきまして、やはりいろいろなところで使っておりますので、それを早く確定をさせてしっかりと点検をしていくことが大事だということに思っております。

○小林美恵子君 では、ちょっと局長さんにお伺いしたいと思いますけれども、シンドラのこのエレベーターでございませうけれども、点検を指示をされているというふうには先ほど大臣も御答弁がございましたけれども、全国で、先ほどの議論の中でも同機種のものも十三台あると。そして、それ以外のものについても調査をしていくということとでございませうけれども、その調査対象となるのはどれぐらいあるのでしょうか。

もう一つお伺いしたいんですけれども、その十三台の同機種が使われているところの施設を一覧表を見ますと、例えば区立でありますとか身障者のセンターでありますとか、今回のようないわゆる公共住宅、都営住宅であったり、総合技術教育センターであったり、地域の福祉センターであったり、郵便局であったりと、とにかく公共の施設が随分多いことになっていると思えます。

私、改めて、公共施設の建築確認というのはきちんとしてあるのかどうか、この点も局長にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本繁太郎君) まず、シンドラエレベーター株式会社製のエレベーターの賦存量でございませうが、業界シェアがおよそ一%とされておりまして、それから掛けてみますとおよそ七千台ぐらいではないかと推計しております。ただ、特定行政庁からの報告を待っておりますので、整

理できたらまた報告したいと思えます。

それから、今回事故を起こしたもののいろいろな設備が全く同じものを使っているのが十三台ということと、リストをシンドラからもらったんですが、非常に公共建築物が多いということについては、これは更に実態解明を整理をした上ではつきりした段階で御説明いたしますけれども、今推測でいろいろなことが語られておりますけれども、公共が競争入札をします。したがって、価格を安くして札を入れて普及させているということもあり得ると思えます。これは定かではありませう。ですから、定かになった段階できちんと報告させていただきます。

公共団体あるいは公共施設についての建築基準法が求める規定適合性については計画審査的確に行われているという認識でございます。

○小林美恵子君 的確に行われているという認識だということとでございませうけれども、しかしこういう事態が起こったことでございませう。ですから、そのことをしっかりと受け止めていただいて、原因の究明、早急な調査そして安全チェック体制、しっかりと取つていただきたいと思います。強く要望しておきたいというふうに思えます。

次に、改正案の問題にかかりまして順次質問させていただきます。

前回に引き続きまして、私、建築確認の民間開放による特定行政庁の問題ですね、これを少しお聞きしたいと思えますけれども、民間開放によつて建築確認が特定行政庁から民間検査機関に随分シフトされてきたことは前回、私も大阪府で九〇・一%になったということを申し上げました。

今日の参考人の意見資料を見ますと、大阪市で九六・二%、神戸市で九八・八%、京都市で九七・一%と記述がされておりました。こうしたことから、特定行政庁、人員も体制もやっぱり弱体化していると。神戸では、せっかく役所に申請に来た業者に逆に役所の方が民間検査機関を勧めたという事態もあるというふうな報告を聞いておりますけれども。

結局、私、大臣はよく民間開放間違いないと繰り返し答弁をされておられるわけでございますけれども、一点お聞きしたいと思えますけど、特定行政庁の人員が減少してきている、体制が弱体化しているということはやっぱり事実ではないかと思うんですけど、大臣はどうでしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) 建築行政の職員数が減少傾向にある、まあ平成十六年はまた増えているんですけども、減少傾向にあるというのはそのとおりであるというふうには思っております。

ただ、私も、そういう意味で、それぞれの地域において住宅建築物の安全性を確保することはこれはもう地方公共団体の大切な仕事でございますので、それに必要な体制整備や財源の確保はしっかりとやっていただく必要があるというふうに考えているところでございまして、この体制確保につきましては、本年二月に地方公共団体に対し、的確な建築行政が実施できるように必要な執行体制を確保してもらいたいというふうな通知もしているところでございます。

今後とも、よく特定行政庁、地方公共団体と連携を取って、地方公共団体のこうした建築行政職員の確保に遺漏がないようにしっかりと連携取ってやっていきたいと思っております。

○小林美恵子君 連携取ってやっていきたいという答弁でございましたけれども、私、改めて現場の実情を紹介させていただきたいと思うんですけども。

この間、大臣も減少傾向であるということは御答弁がございましたけれども、その上に、この間の建築基準法の頻繁な改正への対応でありますとか、建築行政で扱うようになった耐震改修促進法、建築リサイクル法、省エネ法、マンション管理適正法等、とにかくそういう対応で現場の皆さんは確認検査以外の業務が増えているというふうにおっしゃっておられます。実質的には、そういう中で確認検査に職員を配置できない状況になってきているんだと、こういう現場の実態というのはどういうふうにお受け止めになられるでしょうか。

か。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築行政の現場が、本来建築行政職員でなければできない課題にしっかりと取り組んでいただくということが非常に大事だと思います。

御指摘いただいた課題、例えば耐震改修で既存不適格の建築物をきちんと今日の新しい耐震基準に合わせるといのは、建築行政の本来の仕事でございまして。省エネにしても、あるいはハートビル法に基づいてきちんとした建築物を造っていただくという指導の仕事も本来の建築行政の仕事ですんで、そこに力を集中するために、民間でもできる建築確認検査業務は指定機関にやっていただくというのが今度の民間開放のポイントですんで、そのところを勘違いをして、建築確認民間にやってもらったんだから、もう建築部局の職員は減らしていいんだというのとはとてもないと考えてございまして、そのところを間違っていたら大変困るというところで、公共団体とちゃんと協議をして、体制をしっかりと、本来建築行政が担うべき仕事をしっかりとやっていただくというところで進んでいきたいと思っております。

○小林美恵子君 私は、本来建築行政が担うべき仕事をしっかりとやらせてもらおうというふうにおっしゃいましたけれども、それは大事なことでございまして、ただ、今問題になっておりますのは、この間の審査の中でも幾度も御答弁されますのは、民間の確認機関も見逃した、特定行政庁もあの偽装を見逃した、このことが問題なんだと思うんですけど、ですから、この見逃したことが、どういうことで見逃したのかなというところがやっぱり問われなくちゃならないというふうにおっしゃるというのはいかがかなと私は思うんですけども。

この特定行政庁においてチェックが行われていなかったということは、本来公務としての責務からしますと、国民の信頼を裏切るあるまじきものと私も思います。仮に人数が少なくなってもや

らなくちゃいけない、そういう責任が公の役割としては絶対あるというふうに思っていますね。しかし、その背景として、緊急調査委員会報告でも、確認する側の技術レベルが申請者に追い付かず、審査の形骸化が誘因された、建築基準法の規制が自由度や合理性の向上に向けた性能を検証する方向に進んで、確認において必要な高度な工学的判断のできる人材を育てる仕組みが不十分だとも指摘しています。

同時に、建築確認検査業務が営利企業も含む民間開放が進める中で、特定行政庁の業務量の増加に反して、担当職員の増員が行われない、減らされているということも緊急調査委員会には言及をしていることは私は重大だというふうに思います。その上に立つて、今回の改正案では、特定行政庁が民間の確認機関に立入検査権限を付与されることになっております。それは大事なことでございまして、私も思いますが、そのことを考えますと、大臣、知事に通達をお出しになったというお話もございましたけれども、やはり通達だけではいけないと思いますか、特定行政庁の強化について国としての対応もやっぱり必要だと思いますけど、この点いかがででしょうか。

○国務大臣(北側一雄君) 特定行政庁の審査能力を向上していく必要性は、もうおっしゃっているとおりで私も思います。

そういう意味でしっかりと、特に構造面においてはそうだと思うんですけども、人材をしっかりと育成していくこと、さらに、人員の面でもやはり強化をしていただく必要があると思えます。

この問題については、先ほど申し上げたように、各地方公共団体には通知をさせていただきまして、是非、国といたしまして、関係省庁ともよく連携取りまして、この建築行政に与えられている役割が非常に大きくなっている中で、しっかりとその人員について確保ができるように連携を取らせていただきたいと思います。

○小林美恵子君 是非、人員の確保ができるように力を尽くしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、私は、いわゆる民間検査機関について質問をさせていただきます。

今回の改正案でいきますと、いわゆる民間検査機関の要件強化として公正中立が盛り込まれています。具体的にどのようこの点で強化されるのか、簡潔に教えていただければでしょうか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 公正中立性に関する規定でございまして、現行でも、機関は、代表者それから担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査を行ってはならないとしておりますし、確認検査員及び補助員は、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査に従事してはならないとしておりますし、それから、設計、工事監理、施工等の業務を兼職する役職員の割合、これらの業務を営む法人の保有する株式の割合を原則として二分の一未満としなければならぬこととしております。

今回の改正におきまして、指定確認検査機関の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある親会社、設計、工事監理、施工等の業務を行ってはならないことを法令上明確化するとともに、役員あるいは出資割合の制限についても大幅に強化したいと考えております。

○小林美恵子君 今御答弁いただきましたけれども、実は大阪の実例でございまして、私が手元に持っていますのは大阪のある自治体の二〇〇三年、二〇〇四年の建築確認申請の処理の実態なんですけれども、ハウスメーカーなど制限業種の企業から出資を受けた民間検査機関がハウスメーカーからどれだけ申請を受けているのかという割合が示されているんです。それを御紹介しますと、なんと六四％に上ります。これでは、先ほどの議論もございましたけれども、公正中立というのはなかなかないというふうに思うんですけど、

今局長が御答弁いただきました方向で行きます

と、こういう状態というのは本当に正すことができるんではないか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとしてどのような出資割合の要件を規定すべきかにつきまして、御指摘も踏まえて、公正中立の観点から、今後、有識者等の意見もお聞きしながら検討していきたいと思います。

○小林美恵子君 指摘を踏まえて検討するという答弁でございましたけれども、それならもう一つ踏み込んで私はお願ひしたいと思います。

今日の午前中の参考人の御意見でも、いわゆる民間確認検査機関が偽装を見逃した側面に、営利を伴う市場原理優先の体制により犠牲にされてきたと。確認検査は営利目的の業務にはなじみにくいと。これを生み出してきた政府の責任は、公正中立の原点をゆがめた点で重大だと指摘をされました。私は、公正中立というふうにおっしゃいますならば、この点、真摯に受け止めていただいて抜本的に見直していただきたい。我が党は、営利を目的としない非営利にするべきだということを提言をしておりますけれども、このこともしっかりと受け止めて検討していただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

次に、もう一つお聞きしますけれども、民間検査機関が行った建築確認に関しても、先ほどからも出ておりますけど、最高裁判決が昨年六月に示された、建築確認についての特定行政庁と民間確認検査機関の責任の明確化、確認を行った機関に法的責任があることを明確に図るよう要望が出されています。特定行政庁からも民間検査機関の責任を明確にしてほしいとの要望があり、つまりこれは公の事務を民間に任せ、確認済証まで発行させるという仕組みが根本的に矛盾しているからこういうことになるんだというふうに思うんですね。

私は今回の改正案でこのところもしつかりと正していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 若干の誤解があるかと思うんですが、昨年六月に最高裁小法廷が行いました決定は、建築確認は地方公共団体の事務であると、事務の帰属は地方公共団体であるということを前提にいたしました。指定確認検査機関の建築確認について国家賠償訴訟の被告適格が公共団体にあることを示したものでございます。指定確認検査機関の被告適格を否定したものではありません。

仮に、指定確認検査機関が行った確認について公共団体が国家賠償訴訟を提起されまして賠償責任を負うこととされた場合であっても、当該地方公共団体は国家賠償法の規定に基づいて当該指定民間確認機関に対して求償をすることになると考えられます。当該機関は責任を免れるものではないと。賠償請求の被告適格があることと指定確認検査機関に確認済証を発行させることは矛盾があるものではないと考えます。

私もとしては、今回の改正案の中では、指定確認検査機関がその本来の責任を全うできるようにするために、まず、審査に誤りがあつた場合の賠償請求に対応するために資本金、保険金などの要件を強化します。それから、指定確認機関が締結している保険契約の内容など、損害賠償に関する事項の情報を開示させます。

こういう指定確認機関の責任を明確化するための措置を講じることとしておりますが、更にこれを進めるためにどのような措置が可能か、引き続き検討をしております。

○小林美恵子君 私は、本当に最高裁判決に則するならば、地方自治体がすべて責任を持つべきだというふうに思います。そのためにも、民間検査機関は地方自治体からの委託に基づいて検査業務を行う、確認申請は地方自治体を受け付け、必要に応じて審査は民間検査機関に委託する、確認済証などは地方自治体が責任を持って発行するべき、我が党の提言なんでございますけれども、このことを申し上げまして、今日の質問を終わりたいと思ひます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築士の行う設計、工事監理業務の結果建築される建築物は、国民の生活の基盤としての役割、住宅とか社会経済活動の基盤でありますことから、建築士は国民の生命及び財産の保護という重要な使命を担っていると考えております。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築士の行う設計、工事監理業務の結果建築される建築物は、国民の生活の基盤としての役割、住宅とか社会経済活動の基盤でありますことから、建築士は国民の生命及び財産の保護という重要な使命を担っていると考えております。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築士の行う設計、工事監理業務の結果建築される建築物は、国民の生活の基盤としての役割、住宅とか社会経済活動の基盤でありますことから、建築士は国民の生命及び財産の保護という重要な使命を担っていると考えております。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築士の行う設計、工事監理業務の結果建築される建築物は、国民の生活の基盤としての役割、住宅とか社会経済活動の基盤でありますことから、建築士は国民の生命及び財産の保護という重要な使命を担っていると考えております。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築士の行う設計、工事監理業務の結果建築される建築物は、国民の生活の基盤としての役割、住宅とか社会経済活動の基盤でありますことから、建築士は国民の生命及び財産の保護という重要な使命を担っていると考えております。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築士の行う設計、工事監理業務の結果建築される建築物は、国民の生活の基盤としての役割、住宅とか社会経済活動の基盤でありますことから、建築士は国民の生命及び財産の保護という重要な使命を担っていると考えております。

○政府参考人(山本繁太郎君) 建築士の行う設計、工事監理業務の結果建築される建築物は、国民の生活の基盤としての役割、住宅とか社会経済活動の基盤でありますことから、建築士は国民の生命及び財産の保護という重要な使命を担っていると考えております。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の構造計算書偽装事件によりまして、建築物の構造の安全性に対する国民の関心が高まりまして、構造計算の重要性が広く認識されたところでございます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の構造計算書偽装事件によりまして、建築物の構造の安全性に対する国民の関心が高まりまして、構造計算の重要性が広く認識されたところでございます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の構造計算書偽装事件によりまして、建築物の構造の安全性に対する国民の関心が高まりまして、構造計算の重要性が広く認識されたところでございます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の構造計算書偽装事件によりまして、建築物の構造の安全性に対する国民の関心が高まりまして、構造計算の重要性が広く認識されたところでございます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の構造計算書偽装事件によりまして、建築物の構造の安全性に対する国民の関心が高まりまして、構造計算の重要性が広く認識されたところでございます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の構造計算書偽装事件によりまして、建築物の構造の安全性に対する国民の関心が高まりまして、構造計算の重要性が広く認識されたところでございます。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の構造計算書偽装事件によりまして、建築物の構造の安全性に対する国民の関心が高まりまして、構造計算の重要性が広く認識されたところでございます。

○洲上貞雄君 建築士がその構造計算書によって建築物の安全性を確かめるというような証明書の問題でございますので、その点ははっきり今申し上げられたようにきちっとしておいていただきたいというふうに思っています。

それから、現行の制度では、建築士の業務に関する禁止規定はありません。ただ、第十八条の一項において、「建築士は、その業務を誠実に履行し、建築物の質の向上に努めなければならない」と規定をしております。第十條の第二項で、懲戒、戒告、業務停止、免許取消しについて規定をしております。

提出法案では、第二十一条の二項から第二十一条の四項で禁止規定を追加されていますが、このような禁止規定を設ける趣旨について伺いをいたします。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今回の改正案におきましては、何といたしても建築士に対する国民の信頼を回復すると、回復した上で維持していくということが一番大事なことで、このいろいろな禁止の規定をわざわざ法律に規定することをお願いすることになったわけでございます。

じくじたるものがあるわけでございますけれども、まず第二十一条の二、非建築士に対する名義貸しの禁止、これ今まで規定ありませんでした。悪いことしちやいかぬという規定はなかったということでございますけれども、ですから、非建築士等に対する名義貸しの禁止を規定していただきます。今回、無資格者による違反行為を助けるために名義貸しをすると、そういうことで建築士が無資格者と結託して違法行為をすることを明確に禁止するという規定を設けようとするものでございます。違反の場合の罰則は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金です。

それから、第二十一条の三では違反行為の指示等の禁止です。悪いことをしろという指示しちやいかぬという規定でございます。建築士は、設計又は工事監理に関する知識、経験を有しているだけでなく、建築基準法等に基づく手続の代理なども

行うことが可能なわけでございまして、違反建築物の建築など違反行為についての指示、相談等をやろうと思えば容易に行い得る立場にあるわけですから、こうした違反行為を明確に禁止する規定を設けようとするものでございます。

それから、第二十一条の四は信用失墜行為の禁止ですが、建築士は社会の信用を得られてこそ専門職業家としての建築士の社会的な地位も確保されるわけでございまして、信用失墜行為を明確に禁止する規定を設けようとするものでございます。

○洲上貞雄君 建築士は、一回の建築士試験に合格すれば永久に資格が与えられることになっております。資格問題については、今日、私、参考人にもちよつと質問をしたところでございますが、やはり今日、建築に関する技術や工法、それから素材、材料、設備等の変革、高度化は著しく、知識や経験において一定以上の水準を維持しなければ建築士としての職責を果たすことが難しい場合も出てくると思います。

そのような意味では、資格の更新について検討が必要ではないかと考えますが、見解はいかがでございましょうか。

○政府参考人(山本繁太郎君) この建築士の免許の更新制の問題につきましては、社会資本整備審議会の中間報告では、建築技術の高度化、複雑化に的確に対応し、建築士の能力の維持向上を図るための一つの方策として、建築士免許を更新制とすることが考えられるが、期間の経過を理由に資格を喪失させることとなるため、他の資格制度とのバランスを考慮し、その必要性について検討する必要があるとされております。

免許のうち現行の制度のうち更新制となつていものは運転免許それから海技士といった免許で、いずれも体の機能の低下をチェックすると、体の機能の低下に着目した制度となつております。

こうした論点を踏まえまして、建築士免許の更新制について引き続き検討していく考えてござい

ます。

○洲上貞雄君 やはり、事件、事故が起きたわけですから、やはり資格の問題について一回当たればそれでいいという問題では今回の場合なかったと思うんですね。ですから、でき得れば国土交通省においても資格の問題についてはどうかひとつ具体的に検討いただければと、御要望だけ申し上げます。

建築士がその業務におけるミス、それから能力不足や不適切な判断等によって顧客や第三者に対して損害を与えた場合賠償責任が生じますが、建築物の建築費が高い場合や人命への損害を与えた場合など、賠償金額が建築士の賠償能力を超える場合がありますが、加入が義務付けられていないため、損害賠償責任を十分に果たせないという可能性も出てまいります。しかも、賠償保険制度は故意や重過失が免責事由になっております。

これらの問題について、情報開示をするなど早急に検討が必要ではないかと思うんであります。見解はいかがでしようか。

○政府参考人(山本繁太郎君) この問題につきましても審議会の中間報告で御指摘をいたさせていただきまして、建築物の設計に係る損害賠償責任保険の限度額が一千万円から五億円程度と十分とは言えないこと、それから加入率が低いこと、故意や重過失は免責事由となるといったことから、消費者の保護を図るため、建築士事務所による損害賠償責任保険への加入など、損害賠償責任の履行の実効を担保する、確保するための措置を講じる必要があると指摘されているところでございます。

これを受けまして、今回の法案では、保険契約に関する書類を新たに閲覧対象として追加すること、それから情報開示のために、設計などを依頼しようとする者により建築士事務所を選択が可能となるように、保険契約に関する書類を新たに閲覧対象に追加する措置をお願いしたところでございます。

この情報の開示から更に進んで、保険への加入を義務付けるということにつきましては、損害賠償に必要な保険金の支払の安定的な確保といった多くの課題があります。御指摘いただきましたように、故意、重過失に起因する瑕疵については、モラルハザードの問題など責任保険では対応が難しいという課題でございますので、慎重に検討する必要があるわけでございます。

住宅の瑕疵担保責任の履行の実効を確保するための措置につきましては、研究会を開催して検討を進めております。この結論を得て所要の措置を講じたいと思っております。

○洲上貞雄君 ただいまも質問いたしました、賠償責任保険の内容について検討課題があるものの、現行制度の下で建築士事務所に対し保険への加入、保険金額の引上げなどを働きかけるなど、早急に取り組めることがあると思われまますが、国としてはどのような取組をお考えになつておられるでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(山本繁太郎君) 非常に大事な課題であると考えております。

建築物に欠陥があつた場合の損害賠償額は相当の額となりますので、建築士事務所の支払能力に比べて負担が非常に大きいものになります。こうした状況から、現在既に、日本建築士事務所協会連合会、日本建築士会連合会、それから日本建築家協会がそれぞれの会員向けサービスとして任意の制度を持つておりますけれども、これを周知して加入を呼び掛けております。引き続き、これらの関係団体を通じて保険の加入促進を働き掛けるとともに、会員以外についてもその加入が増加していると聞いておりますので、こうした会員以外の建築士事務所等に対しても周知に努める必要があると考えております。

○洲上貞雄君 提出法案の二十四条の五第三号で保険契約書類を閲覧させることとなつていますが、建築士事務所が受託した多数の物件において瑕疵があつた場合、支払うべき保険金額が高額になつてしまう場合もあることはさきに指摘をいた

しましたが、加入をしている保険金の額を確認しただけでは設計等を委託しようとする人にとつては必ずしも安心できるものではありません。少なくとも、手持ちの仕事量の状況に関する情報を併せて開示しなければ加入保険金額の評価は適切に行うことができないと考えますが、見解はいかがでございますか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 御指摘のとおりでございます。

今回、新たに閲覧対象とした損害賠償保険契約に係る書類でございますが、これと併せまして、事務所の業務の実績、それから事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績、それから事務所の業務及び財務に関する書類を閲覧させなければならぬとしておりますので、これによりましてこの建築事務所がおよそどの程度の仕事をしているのかということを知ることができるようになります。それから、財務状況についても把握ができますので、設計等を委託しようとする者が、これらの情報を基にしてしっかりと建築事務所を選択することが可能になると考えているところでございます。

○洲上貞雄君 業務の一括下請、いわゆる丸投げについてお聞きをいたします。

参考人からもこの問題については考え方についてお聞きをしたところでございますが、例えば分譲マンションを例に取れば、建築主、分譲業者は大半がゼネコン施工というブランド名をアピールをして販売促進に生かして、実際の施工業者である下請業者は大型物件の受注実績を上げられるなど、供給側はそれぞれメリットがありますが、しかし消費者側から見ると、実績と信用のある大手業者の施工という安心感から購入することを考えられますが、実際ではそうではないという問題が発生をいたします。

このような一括下請の抱える問題点について、国としてはどのように認識され、今後どのような対応を講じようとするお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(竹歳誠君) まず、現行の建設業法の考え方を御説明いたしますと、民間工事におきましては、発注者の書面の承諾があれば一括下請は違法なものではございません。これは、発注者保護の観点から発注者の信頼を裏切る行為である一括下請負を原則として禁じているものの、保護される対象である発注者自身が一括下請負を承諾している場合にはこれを禁じるまでもないとの考えによるものです。

しかしながら、今御指摘のございましたように、分譲マンションの場合には、発注者とエンドユーザーである住宅の購入者が異なるわけでございまして、こういう場合に一括下請負を認めると購入者の信頼を裏切るのではないかと、損なうのではないかと、御指摘がございします。

このため、消費者の利益を保護する観点から、まず情報開示の在り方も含め検討することが必要であると考えておりまして、当面の対策としては、分譲マンションの広告における表示内容の適正化について不動産業界の自主ルールを定めてもらうよう不動産公正取引協議会連合会等と相談しております。それから、制度自体の在り方も含めて検討する必要があると考えておりまして、今月から開催予定の建設産業政策研究会においてこの問題について検討していきたいと考えております。

○洲上貞雄君 終わります。

○委員長(羽田雄一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十七分散会

平成十八年六月十五日印刷

平成十八年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局